

総務常任委員会要点記録

日 時： 令和7年9月10日（水）
午前10時01分～午後3時01分
場 所： 第一委員会室

出席委員 (5人)	委員長	小林憲一	副委員長	いちち 恭子
	委員	藤條たかゆき	委員	池田けい子
	委員	いいじま文彦		
	議長	三階道雄		

出席説明員	企画政策部長	鈴木 誠	行政サービス・アセット担当部長 (兼) 総務部参事	松田 隆行
	健幸まちづくり担当部長	林 亜衣子	協創推進室長	田島 元
	健幸まちづくり担当課長事務取扱		協創推進室次長事務取扱	
	企画課長	小形 雄一郎	行政管理課長	大島 亮弥
	資産活用担当課長	萩野 健太郎	情報政策課長	加藤 広二
	DX推進担当課長	細木 郁生		
	総務部長	藤浪 裕永	人事課長	森合 正人
	防災安全課長	柚木 則夫		
	市民経済部長	磯貝 浩二	市民課長	松下 恵二
	商業・観光担当課長	加藤 大輔		
	選挙管理委員会事務局長	高階 靖哲		

案 件

件 名		審 査 結 果
1	所管事務調査について	了承
2	行政視察について	了承
3	意見交換会について	了承
4	特定事件継続調査の申し出について	了承

協 議 会

件 名		担 当 課 名
1	内閣府S I P 令和7年度前半の取組状況及び後半の取組について	健幸まちづくり担当 高齢支援課 道路交通課
2	「多摩市健幸ポイント事業」の実施について	健幸まちづくり担当
勘1	「地域再生計画」（多摩市まち・ひと・しごと創生推進交付金計画）の認定について	企画課
3	「地方公共団体情報システムの標準化・共通化」に関する進捗状況について（報告）	情報政策課
4	「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」の改訂について	行政管理課
5	第10次行革計画「多摩市行財政マネジメント計画・多摩市DX推進計画」における令和6年度の取組状況の報告について	行政管理課
6	東寺方複合施設の整備に向けた進捗状況について	資産活用担当
7	アセットマネジメント計画策定に向けた市民フォーラム「公共施設のミライ～ミライへつなごう、みんなの公共施設～」の開催結果について	資産活用担当
8	「協創」推進の取組みについて	協創推進室
9	多摩市地域防災計画の改定について	防災安全課
10	多摩市一般職の職員の旅費に関する条例等の改正予定について	人事課
11	法改正に伴う戸籍への振り仮名記載について	市民課
12	おくやみコーナー開設に向けた検討状況について	市民課

13	多摩市食プロジェクト「多摩市アイスランド風まちバル」について（報告）	商業・観光担当
14	映画「耳をすませば」公開30周年記念上映会＆トークショーについて（報告）	商業・観光担当
15	「（仮称）多摩市観光まちづくり基本方針」の策定について	商業・観光担当
16	多摩市議会議員及び多摩市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の改正について	選挙管理委員会事務局

午前10時01分開議

○小林委員長 ただいまの出席委員は5名である。定足数に達しているので、これより総務常任委員会を開会する。

○小林委員長 本日配付された委員会及び協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査はお手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、所管事務調査についてを議題とする。

この際暫時休憩する。

午前10時02分休憩

午前10時03分再開

○小林委員長 休憩前に引き続き委員会を再開する。

休憩中に所管事務調査についてご意見を伺ったところ、総務常任委員会において、少子高齢化時代におけるまちづくり・コミュニティの維持と発展についてを所管事務の調査事項として意見がまとまった。

お諮りする。本委員会は2年間のテーマを所管事務調査と位置づけることとし、調査事項は、少子高齢化時代におけるまちづくり・コミュニティの維持と発展について、調査目的は、6月16日の総務常任委員会協議会において決定したとおり、多摩市でも少子・高齢化を背景としたまちづくり、コミュニティ形成のための担い手不足が大きな課題となっており、その影響は地域の自治会町内会や自主防災組織、コミュニティセンターの運営協議会の体制、民生・児童委員の不足などにも及んでいる。市が取り組む解消策である地域協創では、既存の自治会、青少年問題協議会などとの関係など課題も多い。これらの状況を踏まえ、市の所管部署や、地域団体などのヒアリング・懇談などを通じて調査・研究していく。調査方法は、委員会での議論・視察及び意見交換、調査期間は、委員の任期中といたしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 ご異議なしと認める。では、そのように決定をする。

次に、日程第2、行政視察についてを議題とする。

本件について、6月の委員会では、2年間のテーマである少子高齢化時代におけるまちづくり・コミュニティの維持と発展についてを調査・研究するため視察を実施すること及び視察先や日程等について意見交換を行った。その後の調整の結果、愛知県名古屋市及び愛知県高浜市へ行政視

察に伺うこととした。

よって、委員の派遣について議長に申し出をしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 ご異議なしと認める。

それでは、別紙の委員派遣承認要求書（案）のとおり、委員の派遣について、日程は10月23日から10月24日までの2日間。場所は、23日が愛知県名古屋市、24日が愛知県高浜市である。目的は、所管事務調査に位置づけた「少子高齢化時代におけるまちづくり・コミュニティの維持と発展について」の議論を進めるに当たり、名古屋市の「コミュニティサポーター制度」、高浜市の「まちづくり協議会と地域担当職員制度」、以上の先進事例について調査するためである。経費は約27万円である。以上の内容で、委員の派遣について議長に申し出をしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 ご異議なしと認める。では、この内容で申し出することに決した。

次に、日程第3、意見交換会についてを議題とする。

本件について、今年度の議会報告会または意見交換会については常任委員会単位で意見交換会を行うことが議会運営委員会で確認されたことに伴い、多摩市議会基本条例第15条第3項及び多摩市議会が行う市民意見の把握等に関する実施要綱第7条第1項に基づく意見交換会を行うについて協議したいと思う。

それでは、お手元に配付した意見交換会の開催報告及び委員派遣承認要求書（案）のとおり、意見交換会及び委員の派遣について確認をする。

日時は令和7年10月16日午後2時から、場所は多摩市議会第1委員会室、対象は多摩市明るい選挙推進委員会、目的は選挙の投票率向上に係る課題等について意見を聴取するため、経費は0円である。以上の内容で、意見交換会の開催及び委員の派遣について議長に申し出したいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 ご異議なしと認める。では、この内容で申し出することに決した。

この際暫時休憩する。

午前10時08分休憩

午前10時09分再開

○小林委員長 休憩前に引き続き委員会を再開する。

日程第4、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は別紙のとおり申し出ることにしたいと思う。これにご異議ないか。

○小林委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

この際暫時休憩する。

午前10時09分休憩

(協議会)

午前10時09分開議

○小林委員長 ここで協議会に切り替える。

まず協議会番号1番、内閣府SIP 令和7年度前半の取り組み状況及び後半の取り組みについてを議題とする。

市側の説明を求める。林健幸まちづくり担当部長。

○林健幸まちづくり担当部長 それでは、1の内閣府SIP 令和7年度前半の取り組み状況及び後半の取り組みについてということで説明をさせていただく。協議会の資料1をご覧願う。こちら昨年度から本市において実証等に協力をしている内閣府の戦略的イノベーション創造プログラムSIPの取り組みについてご報告するものとなっている。

冒頭まず7ページ目までは、以前も本協議会でご紹介をしている包摂的コミュニティプラットフォームの構築の体制などについての記載となっているので、今回ご説明は割愛させていただければと思う。

少しページ数を飛ばさせていただいて、8ページ目からご説明できればと思う。まず令和7年度前半の取り組み状況である。6月に本常任委員会において、令和7年度前半の取り組みとして市民向けのワークショップ、事業者向けのデモンストレーション・ヒアリング、また貝取・豊ヶ丘地域での技術実証を予定している旨ご説明をしていた。

まず9ページをご覧願う。6月に諒訪地区市民ホールと豊ヶ丘地区市民ホールにて市民向けのワークショップを開催し、合計17名の方に参加をいただいた。

続いて、10ページをご覧願う。ワークショップでは、外出先やその手段、また移動等における課題を市民の方からお伺いしている。例えば移動の手段としては徒歩やバス、自転車といったところが挙げられているほか、行き先としては、日常的なところとしては徒歩での行き先として診療所や歯科、郵便局、銀行、地域の施設などが

挙げられた。また行けるなら駅近くまで行きたいといった声もあった。また、下段の課題であるが、費用面としてバスやタクシーなどといった他の移動手段における費用との比較の観点からご意見をいただいているほか、情報については施設に足を運んで入手しているので、行けなくなると入手できないといった声もあったところである。

続いて、11ページをご覧願う。こちらは7月に実施した事業者向けのデモンストレーションやヒアリングでいただいたご意見などをまとめたものとなっている。パーソナルモビリティということで自動走行のモビリティであるが、1、想定される利用対象者・場面、2、解消することができる課題といった表題を記載しているが、そちらに記載があるように、モビリティの利用により自分の都合で外出がしやすくなるといったご意見をいただいた。また、3、周知支援・保管・環境・見守り実施、4、利用形態といったところでは、サービスの提供に当たって事業所の協力が得られる可能性、都度払いでの事業者が利用していきたいといった可能性が見られたところとなっている。一方で、5、利用上の懸念事項・課題にあるように、利用料に対する懸念、なかなか利用調整が難しいのではないか、また右下に「【車両について】乗り心地、利便性」という記載があるが、こちらで乗降に不安のある高齢者もいるのではないかといったご意見をいただいたところである。また、一番下の部分、声かけロボットについては、好意的なご意見を多くいただき、同様に料金等に対する声があったところである。

続いて、12ページをご覧願う。8月には、走行技術などの検証のため貝取・豊ヶ丘地域で技術実証を行った。スロープや根上がりのある箇所を含め、遊歩道、一般歩道、団地内の歩道全てのルートで問題なく安全に走行できることが確認された。また、午前中は一般の方の試乗もを行い、13名の方にモビリティに試乗いただき、サービスに対するご意見をいただいたところである。

13ページからは、こうした7年度前半の取り組みを踏まえた年度後半の取り組み予定を記載している。

14ページをご覧願う。本年秋に、サービス実証として市民の方、コメントーターにご協力をいただき、また地域団体と連携し、声かけロボットによる情報発信、モビリティでの自宅から目的地までの移動、また必要な方への排尿支援サービスという一連のサービスを実施するサービス実証の取り組みを行いたいと考えている。具体的には、実施時期の部分の記載にあるように、貝取・豊ヶ

丘地域において、10月中下旬の10日間で実施したいと考えている。詳細の日程は調整中であるが、現時点では10月14日火曜日から23日木曜日の10日間を現状想定しているところである。サービス実証による運用上の課題を明らかにしつつ、これらのサービスによる外出促進の効果を確認していきたいと考えているところである。

15ページをご覧願う。本外出支援サービスの狙いとしては、①のところにあるように、人とのつながりによる地域コミュニティづくりということで、買物や地域活動へ外出していくといったことのほか、オープンエアでゆっくり進む車両ということで、移動中にも地域の方とコミュニケーションを取ってつながりを感じられるかといったところも検証していきたいということである。また、ワークショップでは駅近くまで行きたいといった声もあったところである。②にあるように、バス停・バスロータリーとの接続というところで、駅周辺まで外出しやすくするといったことを目指す。

16ページをご覧願う。今回のサービス実証における走行場所のイメージをお示ししているところである。商店街周辺500メートル程度の距離にご自宅がある方にご協力をいただき、まずご自宅で声かけロボによってお出かけの情報を得る。自動走行モビリティを予約いただき、その送迎サービスを利用することで目的地までお出かけをする。目的地としては、商店街エリアを主に想定しており、先ほどもあったようにバスロータリーとの接続によりバスでの駅前エリアへの外出も支援したいと考えている。また、ご利用を希望される方には汎用支援サービスについての貸し出しをするところとなっている。今回のサービス実証については、まず貝取・豊ヶ丘地域で実施したいということで調整を進めているが、11月中旬以降で、これまで疑似実証やワークショップも行ってきた。買い物エリアでも実施できないかを検討しているところである。

説明については以上となる。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。
池田委員。

○池田委員 まずワークショップに17名、あと実際13名の参加、この人数についてはどのように認識されているのか。多かったのか、もう少し来ていただきたかったのか、それをお答えいただきたいと思う。

○林健幸まちづくり担当部長 人数についてであるが、なかなか今までにない取り組みであったという意味では、少なくとも期待値よりもすごく少ないということではな

かつたと考えている。特に後半の試乗というところでは、歩いている方にも声がけさせていただいたりしながら、実際当初からそこを目的に来ていなかった方も含めて乗っていただくような取り組みができたかと思っている。数としてもすごく多いかと言われるとそういうことはないという評価だと思うが、一定程度皆様に関心を持っていただけたのではないかと考えている。

○池田委員 この目的は外に出ることを推進していくといふということであるが、結局は外出がなかなか困難な方たちにはこういうことをやっているということが多分届いていないのだろうなということを考えると、多分今現在はしっかりと外に出ていろいろな活動している方たちの目に触れてこういうことやっているのだということで、この13名も17名もそうなのかと思うが、実際には今現在困っている、あるいは自宅にこもられているという方に試乗していただいたりご説明したりすることが必要かと思う。その方のご意見を聞くことが大事ではないかと思ったときに、試乗をこれから後半戦でやっていくに当たり、参加していただく方の対象の拡大というお考えはないのか。

○林健幸まちづくり担当部長 ご指摘いただいたように呼びかけて参加していただく方以外の方にも参加していただく必要があるということである。今回のサービス実証自体は、5名とそれほど数も多くない形で実施していたところではあるが、この5名の方を探していく中でも、声をかけるだけではなく、例えば各商店街エリアの事業者さんからご紹介いただくといった人と人のつながりのようなところからご協力いただける方を探すようなことも含めてやっていきたいとも話をしており、そういう方に届けるのがなかなか難しいというのは我々としても承知をしているところではあるが、市としても広く周知していくことに今後も尽力していきたいと思う。

○池田委員 そういう方が本当に便利であり乗ってみたいと思うことが大事だと思う。そういう方のご意見を聞くチャンスであり、こちらからも幅広くお声がけをすることが大事ではないかと思う。あと今後永山エリアでもやっていきたいというご説明があったが、永山エリアは今ニュータウン再生が進んでいく中で、その兼ね合いもあると思う。まちがどうなっていくのかということに関してこの実験も影響があるかと思うので、その辺の考え方について最後伺っておきたいと思う。

○林健幸まちづくり担当部長 ニュータウンエリアの開発とは直接関係しないかもしれないが、永山エリアにつ

いては直接駅に行くようなもう少し長距離のルートも含めて検証していきたいという話があり、都市開発の体制とも関連しながら、ルートを設定していくに当たり、例えば行き場所等についても、そういったところとも連携しながら進めていきたいと考えている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。いちち委員。

○いちち委員 今回があくまでモビリティの移動のところでの実験であったかと思うが、実際の生活の中で乗せていくためには、予約をし、そこからバス停なり目的地まで移動する、そこで何らかの用を足す時間があるわけであり、そして帰るというときに、どうやって予約して、どのように待ち合わせをしてというような、本当にメカニックの部分だけではない様々な実験や課題があるのでないかと思う。そういったところも含めて、今後どのように実装に向けての段取りなりスケジュールなりを考えておられるのか、現時点でおわかりになるところをお願いする。

○林健幸まちづくり担当部長 ご指摘いただいたように単純に走るだけではなく、どうやって予約をしていただいて、どうやって利用に結びつくかみたいなところが大事になってくるかと思う。今回のサービス実証では、実はアプリからの予約も技術的にはできるそうであるが、まずは電話で予約してもらうような仕組みで予定をしている。ただ、初めてであるので、最初にかなり丁寧にご説明をさせていただき、実際の利用予定を一定聞き取る中で、モビリティをこういうところで利用したらどうかという提案をさせていただくことになるかと考えている。中でも社会実装に向けては、どういったところに使うに当たってちゅうちょが出てくるのかどうかも注視していくような形になると思うので、そういったものをどう解消していくのかが今後の課題になってくるかと思う。また、今回技術的な課題の抽出を中心としているため台数が1台であるが、今回のサービス実証を踏まえ、次年度以降はもう少し台数をふやし、少しづつ規模を大きくしていくことでより社会実装に近づけていくというような方向性で現状考えているところである。

○いちち委員 本当に今出ていない、見えていないようなものがこれから実装に向けて様々出てくると思うので、それを含めて、私たちも期待しているところであるので、スケジュール的にはなるべく早くお願ひしたいと思う。今回に統いて次回の豊ヶ丘・貝取、また永山ということであるが、この中の指摘にもあったが、ご承知のとおり多摩ニュータウンあるいは多摩市は縦移動の課題がかな

り大きい。もちろん多摩市だけではなく、いろいろな条件が各地域あると思うが、そういったことも含めて技術的な意味での課題の洗い出しが現時点でのくらいになっているのか。

○林健幸まちづくり担当部長 現状このモビリティサービスを動かしていくに当たっては、技術的な部分だけではなく、地域の各事業者さんや団体との協力も必要となっている部分があり、これまで様々ワークショップなどを重ねてきたという部分で、引き続き本地域で今回実装を行うというところになっている。まだ地域的には限定されており、現時点ではそのほかの地域に広く普及しているような状態ではないが、ここからスタートして広げていきたいということで考えている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。いいじま委員。

○いいじま委員 一般質問でも質問させていただいたが、現在課題の抽出中ということだった。課題を全て抽出してそれからというのではなくなかなか時間がかかるのであり、課題を洗い出しながらも同時並行で実際に実装していくという考え方大事ではないかと思うが、その点はいかがが。

○林健幸まちづくり担当部長 いただいたように、並行してすることも十分あり得るところかと思っている。現時点ではまだ1台であり、社会実装に向けてはまだ少し距離があるかという状態ではあるが、完全に課題を抽出し切るということではないと、こちらとしても考えているところである。

○いいじま委員 今回は内閣府のプログラムで基礎研究から社会実装までを見据えて一気通貫で研究開発を推進する取り組みということである。社会実装まで見据えてということであるが、端的にいつごろ実装する予定でおられるのか、もしあればお聞きしたいと思う。

○林健幸まちづくり担当部長 現時点で具体的にいつなのかはつきりしたところは申し上げられない状態ではあるが、S I Pのこの研究のプログラム自体が全体で5年間で今3年目に当たっているので、その5年のところで一定何かしら、どこを見据えて今後行くのかを一つ出していくことになるのではないかと思っている。

○いいじま委員 いつだというのはなかなか言いにくいところだと思う。林部長も今回来られたばかりで大変かと思うが、健幸まちづくりは府内全体で取り組むということであるので、ぜひ林部長を中心に、全府の皆さんもしっかりと協力してこの取り組みに当たっていただきたいと思う。その点をお聞きして終わりたいと思う。

○林健幸まちづくり担当部長 ご指摘いただいたように本事業は健幸まちづくり担当ということで取りまとめさせていただいているが、都市環境とか高齢者、そういうた様々な分野にまたがる課題ということで関連部署と連携しながら現在も取り組んでおり、引き続き連携しながら取り組んでいきたいと思う。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項の2番、「多摩市健幸ポイント事業」の実施についてを取り上げる。

市側の説明を求める。

○林健幸まちづくり担当部長 続いて、協議会案件の2、「多摩市健幸ポイント事業」の実施についてご説明する。協議会の資料2は2種類あり、一つ目が文字のもの、もう一つが事業のチラシのカラーのものである。1つ目の文字の資料を中心にご説明させていただければと思うが、今回アプリを使用したものとなっており、アプリイメージなどは、チラシを見ていただくとイメージが湧くかと考えている。

それでは、まず1、目的からご説明できればと思う。昨年度こちらでもご報告させていただいているとおり、健幸ポイント事業の試行実施をした。そちらの結果を踏まえ、令和7年10月から本格実施を予定している。高齢期においても健康で生き生きとした生活を送るため、高齢者や40代以上の健康無関心層を主なターゲットとして、今回スマートフォンアプリを活用し、ウォーキング等の運動など、市の健診やイベントへの参加、いわゆる健康的な行動に対してポイントを付与し、それに対して市内で利用できる特典を付与することで健康的な行動や意識づけを促し、健康寿命の延伸や健康増進を図りたいというものである。

2、概要であるが、10月の1日からアプリの開始をする。利用アプリはNECの健康ポイントサービス「WOLN（ウォルン）」というものになる。こちらの中で多摩市の専用サービスということで「TAMAるんるん♪」を選んでいただくことで利用開始ができる。アプリ上で、歩数の記録、健診の受診、市のイベント参加といった健康的な行動に対して健幸ポイントを付与する。一定のポイントをためると抽せんに応募いただけ、その特典として市内店舗で利用できるa u P A Y クーポンを配布したいと考えている。また、一定の要件を満たす市内在住者

については、ウェアラブル端末・体組成計を貸与し、こちらで歩数といったものがアプリと自動的に記録が連動するようになっており、生活記録の自動化をサポートすることで習慣化を促進したいと考えている。こちらは9月の補正予算のほうで対応させていただくというものになっている。

(2)であるが、参加対象者ということで、多摩市に在住・在勤・在学の18歳以上の方を対象とし、こちらはアプリをダウンロードいただくことでどなたでも無料で参加いただくことができる。また、アプリの利用情報、アプリ開始時や抽せんの応募時期などにアンケートを実施し、その匿名データを事業者から提供いただくことで事業効果の確認や令和8年度以降の改善につなげていきたいと考えている。

3、事業内容であるが、アプリの主な機能についてである。チラシのほうをご覧いただくとわかりやすいかと思うが、「保有ポイント」という欄があり、ポイントをためていく機能がある。また、大きく歩数の記録を表示するところがあり、こちらはスマートフォン内で歩数計測アプリ等々を入れていただくと連携して自動入力可能で、スマートフォンを持って歩いていただくと自動で歩数の記録がされていくような形になっている。また、ウォークラリーやバーチャルウォークといったような歩くことを促進するような機能が幾つかあるところである。もう一つ、マイナポータル情報の連携といった機能があり、こちらは当該機能を利用するに同意した場合のみとなるが、マイナポータルと連携することで医療保険情報をアプリ上で取得し参照するといったことができる。

また、その取得した情報で健康診断の未来予測が、利用者については可能となるところである。市としては、匿名加工したビッグデータを来年度以降分析して活用ていきたいと考えている。ポイントを付与する構造であるが、歩数の記録というところで、1日の歩数が多ければ多いほどポイントがたまるような仕組みで歩行の促進を促していくと思う。

2ページ目に移るが、食事や体重といった生活や体重の記録といったもの、またウォークラリーの実施、健診の受診、イベントへの参加といったことを通じて、例えばイベントであればQRコードを読み取ることでポイントを付与するような形を予定している。

特典というところでインセンティブの部分であるが、今回一定のポイント、具体的には1,000ポイントのようなイメージでいるが、それを1口として抽せんに応募をい

ただき、750名にau PAYクーポン2,000円相当を付与することを予定しているところである。

(参考)の部分であるが、令和6年度モデル事業からの改善事項ということで、昨年は10月～11月にモデル事業として2つのアプリを利用し、10月は「多摩市健康チャレンジ」、11月は「多摩市健幸スタンプラリー」を実施した。その結果と、そこからの改善事項を簡単に表でお示している。昨年度のモデル事業というところでは、70代以上の利用が伸び悩んだという部分、また、アプリの使い方がわかりにくいといった声が多くあったところである。令和7年度の改善事項としては、説明会の充実ということで計6回の対面による説明会を予定している。また、インセンティブ額が低いといったような話があった。令和6年度版のアプリ「チャレンジ」と「スタンプラリー」1つ当たり400円だったものを、今回2,000円ということでインセンティブ額を増額アップしたことである。また、参加の動機づけや使用継続についての改善が必要であり、もっと運動に直結するものがよい、達成感・効果の見える化があったほうがよいといったお話をあった。今回のアプリでは、モデル事業ではスタンプラリーということで施設に行ったりイベントに参加することでスタンプを押していくこと、あと健診を受診したことへのアンケート回答でインセンティブへの応募ができたところであるが、今回は日々の歩数や食事の記録といった日ごろの取り組みに対してもポイントを付与するということで一定達成感が得られる機能のアプリを採用したところである。また、期間的に短かったことなどもあり、行動変容につながるデータ分析が限定的であったところもあったかと思う。こういった点については、ウェアラブル端末や体組成計による生活記録の自動化によってさらにそのデータを取得しやすくするほか、端末やマイナポータルAPI連携によるデータ取得をすることによって分析と施策への活用をしていきたいと考えている。

4の9月補正予算で対応させていただくウェアラブル端末等の貸与について、概要をご説明する。

(1)の目的であるが、アプリの活用を促進するということから、ウェアラブル端末及び体組成計を貸与して生活記録の自動化を図り、継続の利用を促進するというものである。この文字だけではイメージが湧きにくいかもしれないが、チラシの1枚目の絵のところにアプリの特徴3つが下に書いてあり、その中のPOINT02で腕時計のようなものと体重計のような絵があると思うが、こ

ちらがウェアラブル端末と体組成計となっている。こちらを測ることで、アプリと連携して歩数や睡眠、体重の自動記録ができるといった形になっている。

(2)対象者としては、こちらは貸し出しを行うこともあり、市内在住でアプリを利用している方330人を予定している。対面により説明を行い、適切な利用やデータ提供についての誓約書に同意することを要件したいと考えている。提供されたデータによってウェアラブル端末の効果も検証していきたいと考えている。

(3)その他であるが、こうしたアプリ利用者への貸与のほか、ポイント付与イベントを今後開催していきたいと考えており、そうした中での貸与、また健幸スポットに体組成計を置くことで、貸与を受けていない人やそもそも事業を知らないといった人への体験を含めたPRを行いたいと考えている。

今年度の今後のスケジュールを最後の5番のところで書かせていただいている。10月1日からアプリのリリースをする。10月の上旬から中旬にかけて、アプリのインストールや使い方の説明会を予定している。11月の下旬から12月上旬にかけて、ウェアラブル端末等の貸し出しの説明会を行っていきたいと考えている。1月にインセンティブ(クーポン)付与の抽せんエントリーを行い、3月にクーポンの付与といった形で予定をしている。説明は以上となる。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。いいじま委員。

○いいじま委員 年々健幸ポイント事業もパワーアップしているかと思う。楽しみにしている。最後のウェアラブル端末等の貸与であるが、貸与期間はどのくらいなのかお聞きしたいと思う。

○林健幸まちづくり担当部長 生活記録の習慣化ということで基本的には長く使っていただくことを想定しているので、今の時点では期限は設けない。ただ、使わなくなったら当然返却願うところはあるが、返却期限は現時点では設けないという方向で考えている。

○いいじま委員 そうすると、3月に事業自体は終わるにしても、貸与されていて使い続けたいという方はずっと持っていて使用できるということでおろしいか。

○林健幸まちづくり担当部長 もし仮に事業が終わった場合でも使用していただくことができると考えているが、ポイント事業自体も、今回東京都の補助金を活用させていただいているが、その補助の期間が最大3年間で、毎年審査があるので確定ということではないが、こちらを

活用している関係もあり、基本的には引き続き令和8年度もこういった補助金の活用を通じて事業の実施を目指していきたいと考えている。

○いいじま委員 事業を否定するものはないが、半ば貸与というか結局譲渡になるのではないか。その辺に関して市としてはどういう見解なのか。

○林健幸まちづくり担当部長 あくまで貸与であるのできちんとアプリと連動して使っていただく、使わないで家に置いておくようなことは認めていないので、きちんと使っていただけることを条件に貸与しているという整理で考えている。他自治体においても期限を設げずに貸与している事例があり、そういったところも踏まえ、今回明示的な期限は設定しないが、長期的にご利用いただきたいと考えているところである。

○いいじま委員 お金の使い方としてだが、そのようにずっと使っていただくのであれば、今回のウェアラブル端末は、多分スマートウォッチ、あと体重計でいろいろ今、体脂肪率が測れるようないい物が出ていて、そういう物を貸与されると思うが、ずっと使えるということであると、かなりの市民の方が使いたいと思い、330人の予定を結構超えてくるような気がしなくもない。そうであれば、使いたい人たちがウェアラブル端末や体組成計を買ったらそこに補助を出すほうが金の使い方としてよかったのではないか。これはこの間の補正予算のときに聞けばよかったのかもしれないが、そういうことは考えなかつたのかだけ聞いておきたいと思う。

○林健幸まちづくり担当部長 今回このウェアラブル端末の補助金上の整理であるが、健幸ポイント事業の中における基盤整備の一環として取り組んでいる。そのため譲渡ではなく貸与というところもある。確かに330台が多いのか少ないのかといったところも1点、論点としてはあるかと考えている。今回この台数自体は、昨年度のモデル事業の利用者の割合や市内在住者であった人の割合を踏まえて算出しているところであるが、次年度どうするかも含めて、今年度の利用状況を見ながら、どのくらいご要望があり実際活用いただけるのかというところで、今年度は実験的な部分もあるかと考えている。

○いいじま委員 林部長は、多摩市の健幸スポットをご覧になってどう思われたという感想は何かあるか。

○林健幸まちづくり担当部長 すべての場所は回っていない。場所によっては少し奥まっているといった課題もあったり、利用をどうやって伸ばしていくのかといった課題はあると思っているところである。個人的であるが、

私が毎朝通勤で出勤すると、ちょうど市役所のところの健幸スポットが目に入るが、大体二、三日に1回ぐらい座って利用されている方がいて、利用していただいて非常にありがたい感じているところである。健幸スポットの取り組み自体も長くなってきており、そこを継続的に使っていただいている方もいる一方で、風景になってしまっていて目新しさがないような部分が若干課題としてもあるというところで、今回この健幸ポイントとも連動していく中で新たに使っていただく方をふやしていけねばと考えている。

○いいじま委員 今回食事や体重、血圧記録を測るとポイントになる。体重計はある家庭も結構あるかもしれない。高齢の方は結構持っているかもしれないが、どれだけの方が血圧計を持っているかもわからないし、そういったときに健幸スポットへ行って測ればポイントになるということで、ぜひこの際に健幸スポットを市民の皆さんに知ってもらう。もう少し認知度も上げたいし、利用者があるのであれば、もっと利用者をふやしていきたいと思うので、これを機にぜひ健康スポットを市民のみんなに知ってもらう、もっと利用しやすいものにしてもらうような取り組みをお願いしたいと思う。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。藤條委員。

○藤條委員 今のウェアラブル端末であるが、利用者さんにアプリを登録してもらって連携すれば、行政側から見てアクティブかどうかを確認できるのか。

○林健幸まちづくり担当部長 アプリ利用者のうちの方がウェアラブル端末を利用している方なのかフラグを立てられるようにしたいということで業者と調整している。

○藤條委員 実際にきちんと毎日体重をはかっているのか、どうされているのかというデータは、こちら側から見たときに330人分の登録のアクティブ状況というのは見てとれるのかと。

○林健幸まちづくり担当部長 どこまでの詳細が日々取り切れるのかというのは多分調整が難しい部分もあるかと思うが、どの人が利用しているのかは少なくとも一定きちんと確認するということで予定している。

○藤條委員 登録はしたが使わないという人がたくさんだと多分事業として動かなくなってしまうと思うので、そこら辺の催促というか、きちんと使われているのかの後追いもしっかりとお願いしたいと思う。あと、これは健康関心層の方にはある程度刺さるかと思うが、無関心層の方にこれをどうお伝えして入り口へ入ってきてもらう

かという入り口の部分をどのように考えられているのかお聞かせ願う。

○林健幸まちづくり担当部長 様々な方法での周知をしていきたいと考えており、イベントに参加することでポイントを付与するという部分、健診を受診することでポイントを付与するといった部分については、例えばそれによってイベントに参加したいという促進を促す観点もありつつ、逆にイベントに参加された方がそこをきっかけに、これでポイントたまるのだというので知っていたらしくようなこともあるかと思っている。健診のお知らせをするときに、そのポイントについても、これを受けるとポイントがたまるといったところをきっかけにポイントを知っていたらしくといった順番も多くあるのかというところであり、様々な事業と連携していく中で無関心層というところにもまず知ってもらうというところからかと思うが、努めていきたいと考えている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。いぢち委員。

○いぢち委員 2点ある。まずこれは多摩市民が対象となっているが、アプリのダウンロードなどの時点では市民だけがダウンロードできるというものではないと思う。そうするとどこでキャップをかぶせるのかというと、例えば抽せんのときに住所・氏名込みで申し出るのか、それとも現実に a u P A Y を付与するときになのか、どういう形で多摩市民を対象にするということが現実になるのか。

○林健幸まちづくり担当部長 今回アプリについては、多摩市在住・在勤・在学ということで幅広く対象にしているところがある。この点、アプリのW o L N 自体はどなたでもダウンロード可能であり、例えばほかの自治体さんでもW o L N を利用してサービス提供しているところがあり、どの自治体のサービスを選んで使おうかというところで多摩市の「T A M A るんるん♪」を選んでいただくという形になる。「T A M A るんるん♪」を最初利用していただく際に、在住なのか在勤なのか在学なのかを選択いただくことで登録の開始、利用の開始が始まるので、そういう意味では確かに自己申告にはなってしまうが、そこでまずご本人に選んでいただくことで対象者のキャップをはめているところである。確かにそういった自己申告という意味合いは若干あるが、インセンティブについては市内の店舗で利用が可能であるので、そういったことで市にまた還元されてくるといったところでぐるぐる回っていくという部分があるかと考えている。

○いぢち委員 利用者側としては、多摩市の「T A M A

るんるん♪」というよりも、こういった健康に関するアプリに興味を持ったときに、日野市の人であれば日野市のサービスにアクセスする、多摩市の方なので在勤・在学を含めてそこにアクセスするという形になるのか。

○林健幸まちづくり担当部長 基本的にご理解のとおりかと思っている。サービスアプリのW o L N をインストールした後に、どのサービスを利用するのかというところで選択をいただくという形になる。

○いぢち委員 あともう一つは、この事業の内容や趣旨を考えると、本当に1回のイベント的なものではなくずっとやっていただきたいものだと思うが、ご説明の中では都の補助金も背景にあり、もちろんこれからやってみてその利用頻度、どのくらい使っていただけるのかということもあると思うが、もし好評であれば、そして非常に効果的なものであれば、健幸まちづくりの事業の一環として長期的にやってよいサービスではないかと思う。予算的なこともあり今確実なことは言えない段階かもしれないが、そういう長期間的な試みについてはどのようにお考えか伺う。

○林健幸まちづくり担当部長 まず昨年の2か月間のモデル事業といったところから、令和7年度としては継続的に10月から大きく半年間と期間を延ばしてきたところである。また、先ほど申し上げたとおり、東京都の補助金の関係で長期的にやっていきたいところである。質問の趣旨としてはその先も見据えているのかということだと思うが、まずは今年度を含めて本格実施の状況を見ながら今後については検討させていただきたいと考えている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会追加事項1番、「地域再生計画」（多摩市まち・ひと・しごと創生推進交付金計画）の認定についてを取り上げる。

市側の説明を求める。

○鈴木企画政策部長 それでは、「地域再生計画」（多摩市まち・ひと・しごと創生推進交付金計画）の認定についてご説明申し上げる。こちらについては、内閣府に対して、別添の資料がまたあるが、「地域再生計画（多摩市まち・ひと・しごと創生推進交付金計画）の認定申請（第74回認定回）を行ったところ、令和7年9月5日、先週の金曜日に認定を受けたものであり、それを今回追

加の案件としてご報告させていただくものである。詳細については企画課長からご説明申し上げる。

○小形企画課長 それでは、資料については協議会追加1、こちらがあろうかと思うが、手前に並んでいるほうをお開きいただければと思う。

まず1番にあるように、「地域再生計画」については、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取り組みによる地域活力の再生を総合的に推進するためということで、国が地域再生法に基づいて認定する計画という形になっている。地方公共団体がこの計画を作成し、国の認定を受けることで、計画に記載した事業の実施に当たり、下に少し例を書かせていただいているが、新しい地方経済生活環境創生交付金（第2世代交付金）の活用、本市は対象外になるが、例えば地方創生応援税制、いわゆる企業版のふるさと納税の活用など、地域再生法に基づく支援措置を活用できるようになるといったものである。

このたび、先ほど企画政策部長からもあったとおり、9月5日付で認定を受けたのが（多摩市まち・ひと・しごと創生推進交付金計画）という形であり、第2世代交付金の活用に係る計画という形である。

下の2番のところにも書かせていただいているが、従来地方創生に係る交付金を活用する場合には1つの実施計画、つまり1つの事業に対して1つの地域再生計画の作成を要していた。しかし、第2世代交付金の創設に合わせてこちらの手続が簡素化され、地方版の総合戦略に位置づけられた事業であることが確認できる程度の記載であれば、1地方公共団体について1つの計画の認定を受ければよいというある種包括計画として認定されるような仕組みに変わっている。これを踏まえて今回認定申請を行わせていただき、認定を受けたという形である。

なお、もう一つの資料が実際に今回認定を受けた地域再生計画、交付金の計画になるが、こちらについては多摩市では令和5年11月に策定した第6次多摩市総合計画を地方版の総合計画に位置づけているという形であるので、こちらについては国の計画例に総合計画の記載を引用するような形で作成させていただいているものである。こちらについては後ほどご覧いただければと思う。

○鈴木企画政策部長 私から1点補足をさせていただきたいと思う。この地域再生計画の認定申請と並行して、国に自動運転バスの実証実験事業への地方創生第2世代交付金の活用ができないかという申請をしていたところ、ここでそちらの認定が下りたところである。そのため正・副議長にも今ご相談を申し上げているところである

が、本議会の最終日でこれに関する追加の補正予算を上げさせていただきたいと考えている。府内での予算査定等の手続がまだこれからであるので、詳細が固まり次第改めて正・副議長にご相談申し上げ、改めてほかの議員の皆様にもきちんとご説明等をしていきたいと考えているので、よろしくお願ひしたいと思う。自動運転バスの詳細については、生活環境常任委員会で改めて口頭でご報告があろうかと思うので、よろしくお願ひしたいと思う。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。いいじま委員。

○いいじま委員 今、企画政策部長から、自動運転バスに関する交付金が下りたということで、非常にうれしく思う。お聞きすると地域再生計画をつくったことでいろいろな交付金が取りやすくなったり、一々その都度計画をつくらなくてよくなったりということで、ぜひいろいろな交付金を多摩市は取りに行っていただきたいと思うが、その辺の意気込みと、実際に自動運転バス以外にこの交付金をという考えがあったら教えていただきと思う。

○小形企画課長 こちらの第2世代交付金、例えば今回同じように採択されている例だと、移住交流拠点の整備、テレワーク施設、あるいは観光の体制づくり、例えば道の駅の整備等々、どちらかというと地方寄りな部分はあるが、先ほどご説明させていただいたように自動運転バスのように生活環境もある種守っていくといったところの部分でかなりいろいろな話が出て、だから今回こちらが採択されたのかと思っているし、そういったところでは地方部に限らず都市部でも課題になっている部分があるかと思うので、そういったところも踏まえながら、活用できるところはぜひ活用していきたいと考えている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項3番、「地方公共団体情報システムの標準化・共通化」に関する進捗状況について（報告）を取り上げる。

○鈴木企画政策部長 それでは、「地方公共団体情報システムの標準化・共通化」に関する進捗状況についてである。資料は、案件の3番の資料をご覧いただきたいと思う。6月の総務常任委員会でもご報告申し上げているが、地方公共団体の情報システム標準化・共通化の対応状況について、全国の状況を踏まえた現時点での進捗状

況についてご報告させていただくものである。詳細については情報政策課長からご説明申し上げる。

○加藤情報政策課長 地方公共団体情報システムの標準化・共通化に関する進捗状況についての資料をご覧願う。先ほど企画政策部長からもお話をさせていただいたおり、6月の総務常任委員会に報告した内容からの進捗状況についてご報告をさせていただく。

1、全国の状況として、令和7年7月29日付で総務省から、令和7年度の普通交付税の算定結果等について提示があった。その中にガバメントクラウド利用料について、令和7年度から新たに普通交付税措置されることが示されている。ガバメントクラウド利用料に関しては、令和6年度までは全額デジタル庁側で負担しており、令和7年度からは利用する自治体において所要経費の負担をすることとされていた。しかし、昨今自治体における標準化後のシステム運用経費の増加が課題となっていることを鑑み、今回の措置が講じられることとなった。一方、本市では、他自治体と同様、運用経費の増加については懸念されており、実際に増加することが見込まれているところではあるが、当該運用経費を基準財政需要額として算定しても、交付税不交付団体であることは変わらず、そういう意味では当該措置の対象外となってくるところである。そうしたところも踏まえ、今後も引き続き普通交付税の措置ではなく、交付税の交付・不交付に関わらず運用経費の財政支援を受けられるようにという要望を、東京都、他自治体等とも連携しながら国に対して行っていきたいと考えている。

2の部分、前回からの多摩市の進捗状況についてのご報告である。前回から大きく変わったところとしては、住民情報システム、多摩市において一番基幹系となるシステムの部分であるが、そこについてガバメントクラウドの利用を開始している。また、ガバメントクラウド上で構築したシステムの実際の運用に合わせた運用テストを開始している。

3つ目、特定移行支援システムに対する対応として、こちらは福祉総合システムの部分にはなるが、現行事業者から移行対応可能時期が示されているが、その他の対応事業者がいないか、移行のスケジュール、あと必要経費の把握等を行いたいという趣旨であるRFIを実施し、その内容に基づき今後の対応を進めていきたいと考えている。

2ページ目は、先ほど2と3でご報告させていただいた内容を、対応状況の進捗状況としてまとめたものとな

っている。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。いぢち委員。

○いぢち委員 今回また交付団体事務かという気持ちになってしまふが、国が主導している事業で、しかも多摩市の責任ではないことで移行が困難になっているという面もあると思うが、それでも交付・不交付一律に補助する形になつていいというのはどういったお考えなのか、何か説明はあったのか。

○加藤情報政策課長 現時点での内容についての明確な説明はないが、現状必要経費に関しては一律自治体において必要な経費ということで算定し、その中で交付される団体もあれば、多摩市のように不交付団体であれば交付されないような状況になっているところである。

○いぢち委員 細かくというか、今回こうしたごたつきの中で多摩市の財政にどのくらいダメージが出ているのか、詳しくは来年きちんと伺いたいところであるが、どのくらいダメージがあるのか、もしお聞かせいただけるのならお聞かせいただきたいということが一つ。それから、保留状態になっている福祉総合システムの介護保険と就学に関しては未定ということで、少し進展はあったかと思うが、今後の運用に向けた具体的なスケジュール、いつから始められるのかがもしおわかりであればお聞かせ願う。

○加藤情報政策課長 最初のご質問は、運用経費について現状どのくらいふえる想定かということでお話をいただいたかと思う。そこに関してはガバメントクラウド等が利用実績に応じた請求となってくると、まだ実際に使い始めている状態ではないということでもあり、明確に今ご回答させていただくことはなかなか難しい部分がある。他市の事例をもとにということであれば、およそ1.5～2倍程度という試算をしているような自治体もあるという状況である。

2点目の特定移行支援システムの関係である。介護保険システムや学務システムのスケジュールの部分については、現状事業者等との調整は始めており、スケジュール等について今後詰めていくような状況にはなってきたいると思いつつも、その部分がまだ明確にはなっていないところである。福祉総合システムに関しては、こちらに記載させていただいたとおり、令和9年11月を今のところ提示いただいており、今後RFIを実施する中でもう少しこのスケジュールが変化してくる可能性もあるかと考えている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。いいじま委員。

○いいじま委員 ご説明いただいたが、資料の1、全国の状況の最後のところ、「以上の状況も踏まえ、引き続き東京都と市区町村で連携し、普通交付税の交付・不交付に関わらず」云々というところであるが、これは不交付団体にも交付団体と同じようにしっかりと経費を負担すべきではないかという要望を国に対して行っていくところであるという意味でよろしいか。

○加藤情報政策課長 言われたとおり、その運用経費の増加に関しては先ほどお話をさせていただいたとおり多摩市側の要因というよりは全国で一律で発生している状況であることも踏まえ、交付・不交付に関わらず経費の増加はあるので、そこについて所要の財政支援をいただきたいと要望していきたいと思っている。

○いいじま委員 ここはぜひお願ひしたいと思う。あと東京都と市区町村の連携であるが、東京都は当然足りないと思っていると思うし、市区町村は26市でも交付団体・不交付団体があり、市区町村によって考えが結構違うようにも感じるところである。不交付になっている市区町村との連携はどのくらいできているのか、どのようなことをしているのか、もしあればお聞きしたいと思う。

○加藤情報政策課長 東京都で主導していただき、区市町村が共同で運営をしているような委員会等の中でも連携しながら、先ほどご報告の中で要望させていただいているところも、運用経費について区市町村連名でデジタル庁、総務省に要望を上げさせていただいており、それと同じような流れで今後も続けていきたいというお話をいただいているところである。

○鈴木企画政策部長 今回のガバメントクラウドの利用料に関しては、昨年の暮れに中核市市長会や指定都市市長会の中でガバメントクラウドを利用するに当たってどのくらい運用経費が上がるかといった調査をかけた結果、2倍から多いと3倍になってしまうような自治体もあるという中において、国に対して利用料の財政支援措置の申し出をしたという経過がある。それを受けた上で、財政支援措置というところで、不交付税措置という結果になったと、私どもは報道ベースの中から推察しているところである。ただ、交付税措置といつても、その分交付税全体のペイがふえているわけではないので、先ほどいいじま委員からもご質問あったとおり、普通交付税の交付団体においても増加している運用経費に対して交付税措置されている額が満額措置されているかというと全然足りないといった声も伺っている。これは東京都内のは

かの自治体からもそういう声を伺っている。したがって、今、情報政策課長からもご答弁申し上げたが、交付税措置されているところであろうと不交付であろうと皆さん同じ立場ということで、東京として一体となって国に要望していくという取り組みをしているということで今話をさせていただいているところである。

○いいじま委員 ぜひよろしくお願ひする。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項4番、「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」の改訂についてを取り上げる。

市側の説明を求める。

○松田行政サービス・アセット担当部長 公共施設の使用料の設定にあたっての基本方針については、前回の6月議会で改定素案を説明させていただいたところである。このたび基本方針がまとまったので報告をさせていただくものである。

それ以降案件7番までが行政サービス・アセット担当部長の所掌であるので、それぞれ担当課長から説明をさせていただきたいと思う。

○大島行政管理課長 ただいま行政サービス・アセット担当部長からご説明させていただいた案件について、私と萩野資産活用担当課長からご説明させていただく。

まず4件目である「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」改訂についてということで、前回6月の常任委員会協議会においてご報告をさせていただいた改訂素案について、7月5日～8月12日の期間でパブリックコメントを実施し、その意見も踏まえた上で市として基本方針を決定したので、本日報告をするものである。資料については、3つつけてあるが、1つ目がこれまでの経緯等をまとめたもの、2つ目が決定した基本方針、3つ目がパブリックコメントの意見とそれに対する市の考え方である。本日は1つ目と3つ目の資料を用いて説明をさせていただければと考えている。

まず1つ目の資料をお開きいただき、縦2枚物の資料であるが、こちらについて説明させていただく。

まず基本方針の概要についてであるが、これまでご説明してきたとおり使用料については、本市においては平成17年に市の統一的な考え方として基本方針を策定したところである。この基本方針については6年ごと、また基本方針に基づく使用料を3年ごとに見直すことと当

初はしていたところである。その後、平成29年に基本方針の改訂を行った際に、見直しサイクルを基本方針は8年ごと、使用料は4年ごとに改めたところである。それ以降、使用料については令和3年度が見直しのタイミングであったが、コロナ禍にあって適正な使用料の算定ができないところから、料金は据え置くこととしている。一方で、施設の利用ニーズの多様化やさらなる有効活用が求められているという状況を踏まえ、基本方針について前回改訂から8年目に当たる今年度に改訂を行うところである。

2番目の主な改訂内容であるが、6月の協議会の際にもご説明させていただいたが、大きな考え方、基本的な考え方の部分は従前の考え方を変えずに、公共施設をさらに有効活用していくための方向性や考え方を盛り込んだ基本方針に改訂をさせていただいているところである。主な内容としては、個人利用ニーズなどにも対応していく、また市民の利用を阻害しない範囲で空いている枠の有効活用を図るための市内の方の利用、営利目的での利用にも開放していくといったことを盛り込んでいる。

3番目のこれまでの経緯については割愛し、裏面の2ページ目に移って、4番目、パブリックコメントについてである。先ほど申し上げたとおり、7月5日から8月12日を期間として実施している。5名の方から6件の提出があった。お一人が2回に分けて提出してきたということで、5名6件となっている。意見として分類すると、12件の意見があったと分類している。提出方法の内訳としては、郵送1件、ウェブ上からの回答3件、意見投函箱2件といったところである。こちらに主な意見を記載しているが、全体的にはご質問に近いご意見とか、表記・表現のわかりやすさを求めるご意見が中心であったため、考え方の説明等をさせていただいた上で、基本方針の必要な修正を行ったところである。

ここで3つ目の資料にお移りいただきて、今度は横判の資料になる。こちら全ての意見を説明する時間がなかなかないのでかいつまんでとなるが、4件目～8件目でいただいているご意見は基本方針中で出てくる表等の表記をもっとわかりやすくしてほしいといった内容であるので、表題に分類の番号をつけ、説明等がわかりやすくなるように本編の修正を行っているところである。

また、内容に関するご意見としては、4分の2ページ目、9番のご意見などでは、減免規定の運用が基本方針どおりになつていないのでないのではないかと、これは現行のところのご意見をさせていただいたところである。また、そうな

らないように各施設ごとの運用を確認する仕組みが必要ではないかというご意見をさせていただいたところで、現行の減免の運用については、施設ごとに具体的に行われているため、ご指摘のあった施設の運用状況を確認させていただく、また基本方針にその運用を確認する仕組みを記載するといったことについては、基本方針については使用料設定の基本的な考え方を示すものであるため、個々の運用状況の確認の方法まではなかなか盛り込むものではないという回答をさせていただいたところである。

3ページ目に移って、10番の市民優先に利用していくべきという意見であるが、これはそのとおりであるが、その中で利用料に差をつけないほうがよいのではないかというご意見をさせていただいている。こちらについては、利用料については施設の有効活用を図るためのものであるということで、市の原案のとおり修正を行わないということでご説明をさせていただいているところである。

続いて、4分の4ページ、最後のページであるが、こちらについては、パブリックコメントの必須記載事項としていた住所や氏名の記載がなかったということで、パブリックコメントとしては取り扱わない判断をしたものである。ただ、市政へのご意見ということで、市政の提言としては取り扱わせていただいて各施設所管課と情報共有し、今後の施設運営等の参考にさせていただくという取り扱いをしている。

1つ目の資料にお戻りをさせていただきて、2ページ目の最後のところである。今後の予定であるが、これから府内において各施設の使用料の算定を行っていくところである。検討状況については、逐次各常任委員会等で報告をさせていただきたいと考えている。来年令和8年9月の第3回市議会定例会において各条例の改正案を提案する予定である。その施行日は、1年の周知期間等を取り、1年後、令和9年10月ごろを予定しているところである。「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」については、先日市で決定をしており、本日のご報告となったところである。説明は以上である。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。いいじま委員。

○いいじま委員 ここまで審議会を開いていただいて答申を受け、パブリックコメントを実施していただいているわけであるが、スケジュールを見ると、実際に市条例を施行するのが再来年の令和9年10月になっている。パブリックコメントまで終わって実際の施行までかなり時間があるよう見えるが、何か時間を取る必要はあるの

か。

○大島行政管理課長 説明がわかりにくくて申しわけない。今回改訂した基本方針がここで、基本方針には施行という考え方はあるまいが、市としてもこれは決定したものであるので、既に今後はこの運用でいくことになっている。その基本方針に基づいて各個別の施設の使用料についてこれから算定作業を行っていく、その算定作業を行った上で条例改正が必要になるということで、改正後の使用料が適用されるのが令和9年10月以降と考えているところである。

○いいじま委員 この方針に基づいてこれから細かな各施設の料金を決めていくということか。了解した。

今回大きな改訂内容は、基本方針の第3の柱、無料減免規定の見直しから柔軟な料金設定・利用方法へ変更したところであると思う。ここはご説明いただいているところかと思うが、これだけ見ると結構柔軟でアバウトにというか、多摩市の政策や考え方方に応じて柔軟に料金設定を決めていこうと考えておられると感じるが、その辺改めて変更の理由や内容についてお聞かせいただきたいと思う。

○大島行政管理課長 これまでの基本方針では、無料減免規定の見直しということで、過去平成17年に最初に基本方針を定めたときには施設ごとの考え方方がばらばらであり、無料減免規定について統一的な考え方で一定程度こうやっていこうということで柱を設けたところになるが、ここで無料減免規定の見直しが一定程度進んできて府内の考え方の統一もしてきた中で柱の名称を変更しているというのが1点。さらに、今回の審議会の中で公共施設をもっと活用しようというご意見もいただき、我々の考え方としても、固定したらこの考え方でずっといくのだということではなく、運用の方法も含めて市民の方が使いやすいように、さらに有効活用を図れるようにということで柱の名称を変更する、先ほど申し上げたような個人利用をもっと認めていこう、市民以外の方にも空いているのだったら使ってもらおう、その分お金をいただけるものはいただきながらということで、今回こういう柱の名称をえて中身を少し変更した。これまでも一定程度そういう取り組みをしてきたところであるが、さらにやっていこうという市の姿勢を示したところである。

○いいじま委員 自分も市民の方から、多摩市の公共施設は非常にいい施設が多いが、実際行ってみると空き室が多くてもったいない、こういう空き室をもっと市外の

方や個人の方、あるいは営利の利用を認めてもいいのではないかというご意見は聞くところであるので、それはいいことだと思う。1点、これは先の話になると思うが、営利利用を認めるとき、公共施設で営利利用で何か活動をしていると、外からは自治体が何かやっているのではないか、その公共施設が何かやっているのではないかと見られるときがあると思う。例えば別の例になるが、今は「児童館だより」に民間企業の広告が載るようになつたりしている。そうすると、企業の広告であるのに児童館でこれをやっているのか、児童館が進めているのかと見られることがあり、今これはこうであるときちんと「児童館だより」にも一文を入れていただきたりしているが、それと同じように、公共施設で営利団体がやると何か市が進めているのか、その公共施設が進めているのかと見られることがあつたりするかと思うのでその辺のルール化、今後公共施設の基本使用料を決めていくのと同時に、そういう別のルール化、ことは少しづれてしまうかもしれないが、そのようなことも考えていただきたいと思うが、いかがか。

○大島行政管理課長 かなり重要なご指摘をいただいたと思う。実際の営利利用の運用方法についてはこれから具体的なことを考えていくところであるが、市がやっているのではないというのをお示しするのは難しく、市民の方が見たときに、これは誰がやっているのか、市がやっているのかというところは出てきてしまうかと思うが、営利利用については何でもOKではないと思う。そういったところでは、一定程度こういうものだったらやってもいいというような枠を設けながら、市民から見ても不適切だと思われるような利用にならないような運用を考えていきたいと思っている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。池田委員。

○池田委員 行政管理課としては、この方針をもっと市民に活用してほしい、あと柔軟な利用料を設定できるように持つていっても、現場では、例えば特にコミュニティセンターなどは市民が申し込みで使用料を払うときにキャッシュレスになったが、ただ、例えばあるが解約したいときにまだ印鑑が要る、結局契約するときには現場まで行く、あるいは申し込みも抽せんは現場へ行く、平日もネットではできなかつたりすることがまだ現場では起きていて、申しわけないが市民が利用しやすく活用しやすいようにはなっていない。その辺は、現場は多分課が違うからなかなか難しいのだろうが、方針はそのようにしても現場で実際にはそうなっていない現状がある

ので、そこを変えていかないといけないかと思う。そちら辺の連携や実際の状況を把握されているのか少し心配であるが、いかがか。

○大島行政管理課長 今言われたように個々・個別の運用の仕方についてなかなか把握できていないところもあるので、その辺りについては現場とも意見交換をしながら、例えばあるが先ほど営利利用導入すると申し上げたが、これについても、これは営利利用に当たるのかどうかなかなか現場で判断ができないものもある、また先ほど言わされたようにキャッシュレスの運用等も含めて、なかなかこちらで思うとおりにはいかないものがたくさんあるかと思っている。ただ、多様なニーズに応えていく、施設の有効活用をしていくという全体としての方向性を市としては導入できているところになるので、現場現場での、コミュニティセンターの運営協議会さんなどはかなりボランティア的な運営で大変だと伺っているので、そういうところに負担を負わせるようなことはないよう市としてできる運用の中で、できるだけいただくものはいただきながら適切な運営を図っていく。行政管理課は頭でっかちで現場に合っていないのではないかというようなご意見もいただきながらになるが、意見交換をしながら進めていければと思っている。

○池田委員 特にコミュニティセンターなどは本当にボランティアでやっていたいしているのに手間がすごくかかるついているような気がする。予約や解約するときなども書類を何回も書かなければいけない、印鑑を押して署名して提出という書類がものすごく多い。交流センターなどを見ると、民間ではもっとパッとスムーズにできているのではないか。そういうものを導入すればよいのにとすごく思ってしまうが、そういうのは運営協議会さんにお任せしているのだろうが、市からシステムのことについてもう少し口添えして関わっていったほうがよいと思う。コミュニティセンターは全部一律であるからその辺も横一列なのかもしれないが、もう少し市が介入してもよいかと思うが、その辺はどうなのか。

○大島行政管理課長 言われたのは、例えば使用料をお支払いいただいた後にキャンセルをして返金があるという場合だと思う。そういったときに印鑑が必要なところまでは把握していなかったが、一旦市の歳入に入ってきた使用料、また指定管理者に入ったものを返金するのは民間のように簡単にはできないところもあり、現場で現金でお支払いを開始する、現金の取り扱いでるので印鑑が必要なのかもしれないが、難しいところもある。デ

ジタル時代であるので、そういう実際の運用のところをどうやって改善していくのか、市からこのようにというのは、特にコミュニティセンター等については指定管理者さんでもあるが市と協働の中でやっている取り組みにもなるので、ほかの指定管理者とは少し扱いも違うし、もっと丁寧に、現場が困らないように、現場が効率的に簡素化して楽になるように、一緒に考えていくべきと思っている。今すぐこうするというお答えはないところであるが、一緒に考えていきたいと思う。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項5番、第10次行革計画「多摩市行財政マネジメント計画・多摩市DX推進計画」における令和6年度の取組状況の報告についてを取り上げる。

市側の説明を求める。

○大島行政管理課長 続いて、協議会の5件目である。第10次行革計画「多摩市行財政マネジメント計画・多摩市DX推進計画」における令和6年度の取り組み状況の報告についてである。資料は1つである。こちらの資料をお開きいただき、本計画については、毎年度取り組み状況等を議会へのご報告、また市民の方への公表を進めさせていただくところで、令和6年度の状況の取りまとめを行ったのでご報告をさせていただくものである。

資料をおめくりいただき、2ページ目のところであるが、本報告の趣旨というところで、本計画は3つのミッションのもとで、全庁の職員が目標すべき方向性を共有し、各課がマネジメント力を発揮しながら、計画で示した考え方や取り組み項目に基づいて行革の取り組みを進めるところである。

こちらについては、年度当初に今年度こういう取り組みをするという目標を各課で設定し、実際に取り組み、年度終了後に実際どうだったのかをエクセルシートにまとめてもらい、それを行政管理課で取りまとめ、本日報告をしているといった内容である。

3ページ目については、計画の概要であるので説明は割愛させていただく。

4ページ目である。こちらについては毎年度確認することとしている財政指標である。計画の中で目標効果額として基金への積み増しというものを設けている。4年間で4億円を目標としているところである。令和6年度については、4ページ目の上の表になるが、年度当初の

予定で庁舎増改築基金に47億1,736万2,252円、公共建築物等整備保全基金については57億2,489万5,991円が当初予算の見込みであった。この決算時点での金額が、右の欄に移って庁舎増改築基金が47億1,887万3,891円、公共建築物等整備保全基金が59億1,134万8,153円で、当初予算と決済額の差額が、見込みとの差分という一番右の赤字のところになるが1億8,796万3,801円ということで、4年間で4億円積むということで1年間1億円以上積み増せるとよいのであるが、結果的にはこういう数字になっているということで、これが全て行革の取り組みによって生み出されたものであるとはなかなか申し上げられないところであるが、指標としてはこういう状況であるといったところである。

また、下の表の確認指標というところであるが、こちらについては従前の第9次、第8次等の計画の中でも同様の指標を設けていたが、財政調整基金については決算時33億円以上を目安としていたところであるが、結果的には53.4億円という状況であった。また経常収支比率については、決算時91%以下、予算時95%以下という目安であるが、こちらについては決算時90.4%、予算時97.9%で、予算時については目安を超ってしまったという状況である。ご案内のとおり財政調整基金、決算時点では53.4億円という数字が出ているが、実態としては当初予算で既に24億円取り崩しており、目安となる33億円をキープするのがなかなか難しいといったところもある。9月補正のところでまた10.6億円ほど積み増しをさせていただいて今は33億円以上にはなっているが、厳しい状況はなかなか変わらないところである。

続いて、5ページ目、6ページ目については、先ほど申し上げた各課で設定した取り組みの中で年度末時点で数値で効果を把握できたものをまとめさせていただいているところである。6ページ目の一番下のところに簡単にまとめさせていただいているが、数値効果として目に見える効果としてあったものとしては、例えば業務効率化といったところでは554時間ほどの削減効果があった。経費として1,850万円の削減効果、ペーパーレス効果としては56万7,500枚の効果があった。こちらは見た目で確認できたものとなるので、これ以上の取り組みがあったところではあるが、なかなか数値化が難しいという課題があるところである。

また、7ページ目については、年度当初には取り組みとして予定していなかったところであるが、実際にはこういった取り組みができたということで、パルテノン多

摩のテナントスペースに新たに運営事業者さんが手を挙げていただいたので歳入として貸し付け料276万円が新たに市に入ってくるようになったという効果もあったところである。

8ページ目以降については、各課での取り組みを取りまとめたものであるが、詳細なところになるので本日のご説明は割愛させていただく。後ほどご確認をいただければと思っている。

こちらについては、本日この場でご報告をさせていただいた後、9月中には市公式ホームページにも公表していきたいと思っている。説明は以上となる。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項6番、東寺方複合施設の整備に向けた進捗状況についてを取り上げる。

市側の説明を求める。

○萩野資産活用担当課長 東寺方複合施設の整備に向けた進捗状況についてご説明をする。3つのファイルを上げているが、最初のファイルをお開きいただき、そこで説明をさせていただく。前回6月議会では、この地域協議会が発足されたというお話を、第1回地域協議会が開催されたというところで、地域協議会ニュース第1号という資料をもとにご説明をさせていただいた。内容が少し薄かったかと思い改めて資料に起こしたので、ご説明を改めてさせていただきたいと思う。

2スライド目であるが、東寺方複合施設と近隣施設についての配置関係を図であらわしている。

3スライド目であるが、東寺方複合施設の詳細について資料にまとめている。建築は昭和56年4月で、建築から44年がたっているところである。耐震補強が未実施であり、耐震基準自体は満たしているものの公共施設に求められるI s値には至っていないということで、耐震補強が必要な状況である。老朽化状況に関する現状認識ということで、建築、電気、給排水、空調というところでまとめている。特に設備的な劣化が進んでいる中で更新が必要と捉えているところである。この施設の老朽化を踏まえ、今後耐震補強を含めた改修か建て替えが必要と捉えている。

また、近隣施設には消防団の第6分団、東寺方自治会館、はなのき児童公園がある。第6分団の器具置場であるが、改修工事を平成29年に実施している。また、東寺

方自治会館についても耐震補強工事が終わっているところである。

それらが老朽化した状況を踏まえ、5スライド目、地域協議会の設立についてまとめさせていただいている。これまで東寺方複合施設の老朽化対策については、地域との対話を通じて地域と合意形成しながら進めていきたいと考えていた。しかしながら、老朽化が進行しているという中で、なるべく早期に合意形成を図って整備を進めていきたいと考えている。そのため、確実な合意形成を図っていく手法として市から地域の方々に対して地域協議会を設立してほしいという呼びかけをさせていただいた。その呼びかけに応じていただき、地域の方々、特に東寺方自治会長、施設の存続の会の会長の2人が発起人となっていただき、市民15人の委員で構成される地域協議会が設立されたところである。

6スライド目であるが、その地域協議会の設立趣意書から引用させていただいている。地域協議会の設立趣意書は市がつくったものではなく、この地域協議会がつくれたものであるが、地域の将来を見据えた持続可能で活力あるまちづくりを実現するため地域住民の意見を反映した公共施設の整備が必要である、一方で老朽化が深刻であるという中では、下のほうにあるが地域にとって本当に必要な機能とは何かを住民自ら主体的に考え提案することが重要であるということで、この地域協議会を設立していただいたという流れである。

7スライド目に移るが、地域協議会の委員名簿を載せてさせていただいている。

8スライド目であるが、前回も説明をさせていただいたがパートナーシップ協定の内容についてまとめたものである。こちらは前回も説明させていただいたので割愛をさせていただく。

地域協議会の皆さんに何をしていただくのかということであるが、9スライド目に書いてあるとおりである。東寺方複合施設の整備方針の案を作成して多摩市長に提出していただきたいというお願いをさせていただいている。整備方針案に何を書くのを下にまとめている。将来に向けた施設像、求められるサービス・機能、管理運営の考え方、整備手法、スケジュール、それぞれを検討していただきたいというお願いをさせていただいている。

市として考えたスケジュールが10スライド目である。地域協議会にもこちらをお示ししている。当然地域の方々の会議体になるのでこのとおり行くかどうかは今後もわからないところであるが、これまで第1回、第2回、

そして第3回の会議が終わっている。また、第2回が終わった後に、中間報告会として地域の方々に地域協議会の委員さんからご説明をする機会を設けたところである。

これまでずっと将来に向けた施設像、求められるサービス・機能、管理運営の考え方の検討段階に当たっており、特に求められるサービス機能について話し合ってきたという段階になる。今後は、整備手法について徐々に入りていきたいと考えているところである。最終的に地域協議会に整備方針案を作成していただき多摩市長に提出していただき、多摩市としてはその整備方針案を尊重していくという考え方である。

11スライド目であるが、これまでの会議で行った内容について概略的にまとめさせていただいているものになる。詳細は地域協議会ニュース等で書かれているとおりで、添付している資料があるが、第1回では、地域協議会の設立からパートナーシップ協定、また地域に求めるサービス・機能の意見交換、意見聴取等を行った、第2回についても、所属団体等への聞き取りをした結果も含めて、各委員から再度の意見聴取を行ったところである。

③とあるが、地域の方々に対して地域協議会の委員がこれまでの検討状況について説明をして意見聴取を行ったところである。先日8月30日は第3回の地域協議会が開催されたところである。その中でも、中間報告会でいただいた意見も含めて改めて意見交換をしたところである。

以降は参考で、中長期のスケジュール、公共施設に関する市の考え方をまとめさせていただいている。

次の資料をお聞きいただきたいと思う。こちらが7月12日に開催した第2回の地域協議会の開催結果である。

「地域協議会NEWS」2号という形でまとめさせていただきおり、こちらは施設内に掲示するとともに保管もさせていただいており、近隣の自治会に配布をさせていただいているところである。

表のページで、様々ないただいた意見を書かせていただいている。多世代で交流できる場が欲しい、地域にとって身近な施設にしてほしい、悩みなどを相談できる人がいてほしい、放課後に遊べる場所が欲しい、様々な意見をいただいたところである。

裏のページでは、テーマごとに分けてまとめさせていただいている。コミュニティについて、また子どもの居場所について、一番下であるが図書館についてご意見をいただいたところである。

続いて、最後の3つ目の資料をお聞き願う。中間報告

会の開催結果についてまとめた資料である。8月9日午前中に、総合体育館で開催をさせていただいた。地域住民の方々19人に参加していただいたところである。説明者は地域協議会の委員の方々、また市役所の担当者ということで私からも説明をさせていただいた。開催目的は、地域協議会のこれまでの検討状況を報告するとともに、地域住民から意見を聴取するということを目的に開催させていただいた。当日その場でいただいたご意見は1ページ目のとおりである。例えば子どもの居場所についての意見が比較的多かったところである。2つ目のところであるが、例えば市全体で不登校の児童がふえている、児童を受け入れて相談できる場所を確保することが時代に合っていると思うという話、子どもの居場所の中間ぐらいか、児童館のあり方基本方針の見直し検討も含めて考えてもらいたいというようなご意見もいただいたところである。

次のページであるが、当日アンケート用紙をお配りさせていただき、アンケート用紙に書いていただいたもの、またオンラインでアンケートに答えていただいたもの、計20件あった。参加していただいた方は19名であったので、もしかしたらお一人重複して回答している方もおられるかもしれないが、20件のご意見をいただいた。アンケートの中では、年代や住所・町の名前、本日の中間報告会に関するご意見・ご感想、あと東寺方複合施設に関するご意見ということでいただいている。特に今回いただいたご意見の中では、一番右列のところが重要かと思うので、そちらについて何点かご説明させていただきたいと思う。ナンバー3の70代の落川の方であるが、東寺方の人と人との思い合い、助け合い、譲り合い、地域の支え合いのある複合施設を望むというご意見。また、ナンバー7の方、40代貝取1丁目の方であるが、児童館を残すことは必須条件という強いご意見をいただいている。また、9番の方から、市基本方針は市民の要求実態に合わせ見直すべきだというご意見をいただいた。

次のページ、3スライド目である。一番上のところ、ナンバー10の方であるが、入り口の暗さやトイレ等の古さが改善されるとよいというご意見をいただいた。また、中間のところ、図書館の職員の対応は大変すばらしいという非常にありがたいご意見をいただいた。その下、15番目であるが、図書館について開館時間の延長を求めるということで、5時で閉まっている閉館の時刻をもう少し延長してほしいというご意見であった。4スライド目一番上、ナンバー16のところであるが、箱の中の下、

入り口が入りづらい、何となくお年寄りの場所というイメージがあるのでみんなが入りやすい場所になったらよいというご意見、様々なご意見をいただいたところである。

説明は以上である。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。いいじま委員。

○いいじま委員 いろいろと進めていただいた本当にありがとうございます。自分も8月9日の中間報告会に参加させていただいた。いろいろと今地域協議会委員の方が話し合ってくれているので内容のことには踏み込まないが、8月9日の中間報告会の周知が非常に悪く遅かった。自分のところに来たのは、まずたま広報に載ったのが8月5日で、4日前である。あと自治会の回覧で来たが、これが8月6日、3日前。これも本来であれば届かなかつた。自治会のメンバーの人が緊急に案内してほしいということで、ふだんはないが1件1件回って配付していただき、それでようやく届いた、普通の回覧だったらとても間に合わなかつた。地域協議会ニュースも今回あって載せていただいていると思うが、それも今回発行は7月31日で、そこで載っている。ただ、この地域協議会ニュースも、自治会の回覧的には先ほど言ったように8月6日、3日前で、ほかの手段でも学校も夏休みに入っているし、学校のメールで回っているわけではないし、地域でも、児童館に掲示してあるのかもしれないが、なかなか市民が見るところに行き届いていない。あまりにも周知がなされていなかつたのではないかと思うが、その点はいかがか。

○萩野資産活用担当課長 周知が足りなかつたということを重く受け止めさせていただきたいと思う。地域協議会の会議を市としてもサポートしている中で、我々も言っているつもりになっていたところがあり、作業も少し遅れてしまったところは確かにある。今後ともこのようなことがないように注意をさせていただきたいと思う。

○いいじま委員 今後11月29日にやると決まっているので、その辺の周知はこれからしっかりとやっていきたいと思う。

あともう一個であるが、中間報告会に出てアンケート結果を見ると、1番目に50代の和田の方が載っていてこれは自分だと思うが、本当に地域協議会の3名の方からご報告があり、非常にわかりやすい内容でご報告いただいた。よく考えていただいているなと思った。アンケートも取っていただき、その意見もよくまとめていただい

ているかと思った。その後質疑応答があったが、私は当然中間報告会を開くのは地域協議会の方で、職員の方にも同席していただき、一般の我々何も知らない者たちがここはどうなのかと聞いて答えることを想定していたのであるが、何と地域協議会の委員の方々が市に質問をするというやり取りが続いて、多分地域協議会の委員の方と市の職員の方で、擦り合わせと言う言い方が悪いかも知れないが、きちんと話し合いながら物事を進めていないのかと、非常に心配になった。アンケートでもこのことを書いておいたが、その点は省略されてしまっている。先ほど市民の意見がいろいろあると挙げていただいたが、あの辺は地域協議会の委員の中でも思っている方が少なからずおられる。その地域協議会の委員の方と市側の所管課が、以下地域協議会に全部任せているとはいって、ある程度話しながら進めないと、まとまるものまとまらないと思う。その点をどうお考えになっているかお聞きして終わる。

○萩野資産活用担当課長 今の指摘はごもっともだと思う。会長・副会長さんと事前に打ち合わせをしてはいるが、この中間報告会自体が2回の会議の結果、話し合った内容をお示しするという中で、2回それぞれ2時間ずつ会議を行っているが、まだまだ言い足りないところもある、議論の足りないところもあるという中で、地域の方々にその状況も含めて、その途中経過をご説明するという趣旨で開催をさせていただいたところである。そのため、地域協議会委員の方々もまだまだ市の施策がわかつてないところ、市の考えをわかっていないところもある中で、我々も全て話し切れてはいない、資料として出してはいるがご理解いただけていないという中で、この中間報告会を開催したところである。今後も話し合いは継続させていただき、中間報告会をもう1回させていただき、結果報告会も含めて準備していくが、委員の方々が不完全燃焼にならぬように、まずは市の我々の考えもご説明をしながら、共にこの施設を良くしていきたいという思いは共有しているつもりであるので、話し合いをしていきたいと考えている。

○いいじま委員 ぜひそこは話し合って進めていただきたいと思う。特にその地域協議会が始まる前、コミュニティ施設の今後のあり方に関する基本方針、児童館の今後のあり方基本方針もあり、我々これに縛られなければいけないのか、それとも我々が話し合ってこれを変えていけるのか、その辺でいろいろ複雑に思っておられる委員の方が多いと思う。だから、その点もしっかりとよく話

していただきて、中には結局基本方針に縛られなければいけないなら話し合ってもしようがないではないか、意味ないだろう、結局市の言うとおりになる、言われるとおりにやらなければいけないのではないかという意見をやはり聞く。そのところは地域協議会の方ともしっかり話しながら今後進めていただきたいと思う。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

では、協議会事項7番、アセットマネジメント計画策定に向けた市民フォーラム「公共施設のミライ～ミライへつなごう、みんなの公共施設～」の開催結果についてを取り上げる。

市側の説明を求める。

○萩野資産活用担当課長 アセットマネジメント計画策定に向けた市民フォーラムの開催結果についてご説明をさせていただく。2スライド目から6スライド目までは、市民フォーラムで説明させていただいた主要なところをまとめさせていただいている。6月議会で骨子としてご説明をしたものから抜粋させていただいているところである。したがって、説明は割愛をさせていただくが、6スライド目をお聞き願う。目指すミライの姿～2040年代の多摩市～というところで、こちらはアセットマネジメント計画を考える際のたたき台としてイラストにまとめさせていただいたものになる。多摩市の地図の中で様々公共施設がある中、地域の方々が生き生きと活動する姿を、このような絵にまとめさせていただいた。こちらは市民フォーラムの中でもご説明をさせていただいたので、この場でもご説明をさせていただいた。

7スライド目であるが、市民フォーラムの開催結果についてである。7月28日と8月3日、それぞれ関戸公民館と中央図書館で市民フォーラムを開催させていただいた。登壇者は、市長と都立大の饗庭教授、讃岐助教授、計3名である。流れとしては、市長よりアセットマネジメント計画の骨子を説明させていただき、後半で三者の鼎談、また会場内の意見交換を行ったという形である。参加者数は計54名で、7月28日が24名、8月3日が30名であった。参加者の年代層と居住地域については、示してあるとおりである。年代層については、60代70代の方が比較的多かったかと思うが、40代50代の方もかなり多く来ていただいたと捉えている。また、無作為抽出で参加を呼びかけさせていただき、全体として21名の方々が

無作為抽出で参加をしていただいたという形になる。昨年7月に「みんなで一緒に考えよう、公共施設のミライ」というイベントも開催させていただいたが、そこから引き続き参加していただいたのが6名であった。

次のページ、8スライド目であるが、鼎談の主な内容をまとめさせていただいた。7月28日は、讚岐助教授がホストになっていただき、テーマが「民間活力の活用」というところでご議論をいただいたという形になる。その中では、1つ目が、地域によって答えや考え方方が異なるので、各地域での市民参加と議論を大切にし、地域に応じた最適な施設のあり方を追求していくことが必要というご意見をいただいた。また、3つ目であるが、公民館は社会教育、コミュニティセンターは市民活動、性格は違うが両者とも利用自実態は貸し館的要素が強い、両者を混ぜていくことも検討すべきというご意見をいただいた。また、民間活力の活用という中では、民間団体が永遠に事業展開できるわけではないというご議論の中で、民間団体の新陳代謝は非常に早いことを理解し、市民が自分たちで手を挙げられるようにしていくことが大切であるというご意見をいただいた。また、8月3日は、今度饗庭教授にホストになっていただき、「市民の暮らし方」というテーマで話し合っていただいた。その中では、新しい住民にとって公共施設はそのまちの入り口になるというご意見、わくわくできる場ほっとできる場としていきたいというご意見、3つ目であるが、一人で楽しむ人がいる一方で、一人で困る人もいる、その人たちを公共施設につなぎたいというご意見、最後であるが、若い人たちを公共施設に引きつける魅力づくりが今後とも必要というご意見をいただいた。

9スライド目については、会場で出たご意見である。様々ご意見をいただいたが、計画全般に関して、ハード面ではなく提供するサービスや機能に焦点を当てていただきたいというご意見、また「アセットマネジメント」という言葉がわかりにくいというご意見もいただいたてしまったところである。今後素案をつくっていくが、そこではもう少し補足説明ができると考えているところである。また、個別施設に関しても様々ご意見をいただいた。一番下、パルテノン多摩に市役所機能があつてもよいのではないかというご意見があった。第三小学校の敷地内複合化、こちらは学童クラブやコミュニティセンターも含めて検討していきたいという説明をさせていただいたが、そちらについて画期的というご意見をいただいたところである。

また、その後行ったアンケート調査でも様々ご意見をいただいたが、例えば1つ目、本計画とその他の計画（都市計画マスターplan等）との関係を明確にしてほしい、このようなマネジメント計画の骨子や話し合いの場を持つことは大切であるというご意見をいただいた。点の4つ目、人口が減少している中、統廃合は致し方ないのではないかというご意見、また民間との統廃合も含め、「行政全体のアセットライト」という表現を使われているが、資産の保有を抑えて財務を軽くすることを検討してほしいというご意見をいただいた。その他様々なご意見をいただいたところである。

最後の11スライド目、今後の計画策定のスケジュールをまとめている。12月議会では計画素案をこちらの総務常任委員会でご説明させていただきたいと考えている。その後、市民説明会やパブリックコメントを開催し、3月議会で新計画をこの常任委員会でお示しできればよいというスケジュールで考えているところである。また、4月以降は、この新計画に基づく取り組みを開始していく予定でいる。

添付している資料は、市民フォーラムでグラフィックレコーディングを入れたので、その内容をつけさせていただいている。お時間のあるときにご確認いただければと思う。説明は以上である。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終まる。

この際、協議会を暫時休憩する。

午後0時04分休憩

午後1時05分再開

○小林委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

それでは、協議会事項の8番、「協創」推進の取り組みについてを取り上げる。

市側の説明を求める。

○田島協創推進室長 協議会資料の8をご覧いただければと思う。こちらについては「協創」推進の取り組みについてということで、定期的に総務常任委員会でご報告をさせていただいているところである。全体としては、そちらの1番から4番について順番にご説明をしていきたいと思う。

2ページ目は、これは毎回お出ししているが協創とはということで、令和6年4月1日から多摩市自治基本条

例にこちらの規定を盛り込ませていただいた。協創とは、改めてのおさらいになるが、多世代にわたる参画、多分野における協働である。参画・協働については多摩市自治基本条例制定時から取り組んできたところであるが、こちらを多世代・多分野に広げていくということで、紫の部分になるが、誰もがつながり合える、国の言う多世代共生型のコミュニティをつくっていきたいと思っている。これをいろいろな分野、いろいろなエリアでつくることによって、ピンクの部分、様々な地域課題の解決、新たなまちの魅力や価値の創造につなげていく、ここまでが「協創」の定義である。これを実現していくために、水色の部分、市の執行機関が必要な環境整備を行っていくというところを条例第24条に盛り込んだ。具体的には、こちらの実現するための仕組みや仕掛けづくりに取り組んでいるところである。この仕組みや仕掛けづくりにおいて3つの視点を持って取り組んでいる。それが、地域を支える、地域をつなぐ、地域の中で新たな人材を掘り起こしていくというところである。

次のページ3ページが、今申し上げた3つの視点ごとに、令和7年度からについては、6個の仕組み・仕掛けづくりに取り組んでいるので、順に①から⑥までご説明をしたいと思う。

まず4ページが、①の協創職員制度になる。この協創を実現するために、職員制度として協創のための制度設計をしているところである。枠にあるが、協創スタッフ、こちらは協創推進室を令和6年度からつくっていただいたが、この職員が担う役割、今年度から本格実施をしているところがこの赤丸の協創センターになる。まだ手をつけられていないが、（仮称）シニアセンターという制度に今後取り組んでいきたいと思っている。協創スタッフについては、こちらの青丸のところにあるが、職務内容として、先ほど申し上げた3つの視点から、支えるという点では、行政側の窓口になっていろいろな地域の情報を収集・提供したり、また府内の中での調整役になること、つなぐという点では、様々な地域に出ていく地域との関係づくりをしたり、いろいろな団体・人同士のネットワークをつくっていったりすること、さらに掘り起こすという点では、様々今地域の人材不足、担い手不足が課題になっているが、そういった新たな人材の発掘、またその育成について取り組んでいきたいと思っている。今回ご紹介したいのは協創センター、赤丸であるが、こちらについては若手職員を対象とした研修制度として取り組んでいる。若手職員が研修の中で地域に

出ていく、いろいろな地域のイベント等に参加、また地域の活動を支援することを通じてスキルアップ、能力育成につなげていきたいと思っている。昨年度試行で募集を公募し、11課17名の職員に参加してもらったが、今年度からは基本的には入庁2年目の職員を対象に始めているところである。

次のページ、5ページ目が、今申し上げた協創センターである。昨年①②③と、今年度は3層で行っているが、①が今申し上げた昨年度である。こちらは事務従事という形で行ったが、17名に参加してもらい、今年度継続希望が10名いたので、10名については引き続き事務従事という形で大体年間4回程度地域に出てもらっている。これが緑の部分である。

オレンジの部分が、今申し上げた入庁2年目の職員。対象が今年度34人いるが、そちらの職員についても年間4回ほど地域に出ていってもらっている。ここで2年目職員については、7月の終わりからいろいろな地域で夏祭り等が始まったので、そこから本格的にスタートしているところである。

黄色の部分が入庁1年目の職員、対象が53人ほどいるが、こちらについては講義1回である。試しという意味もあるので、年間の中で、こちら9月以降スタートする予定であるが、年間1回は地域に出てもらうという制度を今年度から本格実施しているところである。

次は、6ページ目、②である。今年度予算をいただき、地域協創市民活動事業補助金と長いので、こちらはつながると多摩市で「ツナたま補助金」と愛称で申し上げているので、「ツナたま補助金」で統一して説明させていただくが、これについてはそちらにあるように総合計画の中でも多世代共生型のコミュニティを推進していく、さらに、その施策の方向性の中でも地域の人材を発掘・育成する仕組みや仕掛けに取り組んでいくことを受け、こちらは赤字で書いているが、新たな地域の中の新しい取り組み、新しく参画する方をふやしていくための仕掛けとして、今年度から実施している。こういった新たな事業に市で補助することで、これまでの既存の活動を活性化したり、新たな担い手の掘り起こしにつなげていきたいと思っている。コースとしては、今年度ツナコース、こちらはテーマを設定させてもらい、地域共助の可視化につながるような事業に対して50万、たまごコースは、地域で新たな多世代・多分野につながるきっかけになるような新たな事業に対して、5万円を上限に補助金を出している。募集を7月末まで行い、先日、8月の末に審

査・プレゼンテーションを行った。この9月から来年1月までの5か月間に事業を実施してもらい、3月に協創フォーラムの中で報告をしてもらう予定である。

次の7ページ目、先日行った公開プレゼンテーションの内容を記載しているが、最終的に採択した事業、下に書いているがツナコースで1団体、たまごコースで5団体を最終的には採択させていただいた。今ちょうど各団体と、今回こちらの事業について伴走支援をしていくことにしているので、伴走支援のあり方等について、ちょうど今日この後からヒアリングを始めていく予定である。

続いて、8ページ目が、3つの中間支援機能を担う団体による伴走支援ということで、これまで令和2年から実践モデル的に行ってきたが、今年度もこの4つのエリア、東寺方、諏訪、青陵中、東愛宕中といったエリアで、3つの団体、中央大学中村ゼミ、M i c h i L a b、コミュニティネット協会と、次に申し上げるようなエリアミーティング等の開催、様々な拠点を中心とした誰でもカフェの企画等を通じて第三者による地域支援のあり方についても引き続き検討していきたいと思っている。下に書いたが、今年度から新たに連光寺と百草団地、これはいずれもコミュニティ会館があるエリアであるが、こちらについても令和7年度からエリアミーティングをやっていく予定であり、9月20日に連光寺でエリアミーティングをやる予定である。百草団地については12月を予定している。

4つ目の仕組み・仕掛けが9ページ、10ページ目になるが、多活動マッチング型の地域プラットフォームである。地域の中に様々な人や団体同士がつながり合える場をつくっていくということで取り組んでいる。9ページ目にあるのは、以前東寺方小学校の中でアンケートした内容等を書いてあるが、このアンケートの中でも、関心はあるが地域でまだ活動に至っていないという方が40%ぐらいおられることがわかっている。ほかのエリアでも同様なアンケートをして大体同じような数字だったので、実際に活動している方が10%、1割ぐらいで、関心層と言われている、関心はあるが行動に移していない方が40%、それ以外にあまり関心がない方が5割ぐらいおられるということで、この関心層と言われている市民向けに無作為抽出で、関心層の方だけを抽出するわけにはいかないので、ある程度エリアの中で2,000人ぐらい抽出をして、無作為で呼びかけをして、エリアミーティングをやっている。このエリアミーティングに出てきていただいている時点で、そういう方は市の呼びかけに応えて

いただいてワークショップに出ていただいているので、おおむね関心層と捉えているが、関心層と言われている方同士が地域の中で行うワークショップ等を通じてつながり合う、知り合う、そういう場を市で提供することでさらにいろいろ新たな取り組みをしていただく、既存の団体と一緒に何かを始めるといったところにつなげていきたいと思って取り組んでいる。考え方としては、右にあるが、10の活動をする1人よりも1の活動するを10人ということで、これまで団塊の世代の方々を中心に地域のリーダー的な役割を担っていただいた方で、今も元気でやっている方もおられるが、これからはそういうリーダーを養成していくというよりもプレイヤーとなってやっていただけるような方をどんどんふやすような取り組みにつなげていきたいと思っている。

10ページ目が、今申し上げた地域の中のプラットフォーム、つながり合う場づくりを図式化して、かつこれは青陵中という豊ヶ丘・貝取地区を例に置いたものである。こういったエリアミーティング、今申し上げたように無作為で呼びかけた市民の方に集まっていただいているこういったワークショップを行っていくことでさらに既存の活動をされている団体にも、そちらを回りに置いているが、福祉系の団体、コミュニティ系、子ども系、防災・防犯系といったもう既に活動されている方、活動層の方にも入っていただき、新たな市民の方々、関心層と言われている方々が様々新たな市民同士でつながり合った新しい活動をしていっていただき、既存の団体と連携した活動につなげていきたいということで行っているところである。今後については、もっとエリアをふやしていくと同時に、多活動マッチング型のプラットフォームをもう少し連携型、協議会型といったある程度組織に近い形のプラットフォームにしていくことも今後考えていきたいと思っている。

次の11ページ目が、5つ目の仕組み・仕掛けで、多世代共生型のコミュニティ施設の整備ということで、こちらは昨年度2月にコミュニティ施設の今後のあり方に関する基本方針を市として決定させていただいた。今ある豊ヶ丘、諏訪、東寺方の3つについては、地区市民ホールと老人福祉館を併設した複合館が3つほどあるが、かなり老朽化が進んでいる中で、これから大規模改修に入っていく時期を迎えており、この大規模改修を機に、今後については多世代で利用できるようなコミュニティセンターまたはコミュニティ会館に機能転換していくという方向を今持っているので、この3館については、進度

は違うが取り組みを始めているところである。豊ヶ丘については、以前から地域の方とも話し合いを通じて行ってきて令和7年3月に整備方針を決定したので、今次の段階の基本計画づくりに取り組んでいる。ちょうど9月6日、先週の土曜日に1回目の住民ワークショップを行ったところである。豊ヶ丘については、来年の8月ぐらいを目途に基本計画をつくっていく予定である。諒訪については、老朽化している中で仮の施設に移転していく方向で検討しているので、こちらもちょうど昨日、住民の方、特に利用されている方を中心とした説明会を行った。また、19日に2回目の説明会を行っていく予定である。東寺方については、先ほどの案件で説明をさせていただいたので割愛させていただくが、8月30日に3回目の地域協議会を行ったところであるので、今年度こちらの地域協議会から整備方針の報告を受けて、市として決定していく予定である。

最後、6番目の仕組み・仕掛けとして、地域共助が可視化できるツールをつくりたいと考えているが、こちらについてはまだ市として直接取り組みに着手できていないところがある。先ほど申し上げたツナタマ補助金の中でも地域共助の可視化につながる事業としてテーマを設定し、今回提案をいただいた事業があるので、そういういた事業等を含めて今後検討していきたいと思っている。

次が13ページ目、こちらは3つ目のお話として、今第9期の自治推進委員会を行っているところである。第8期の自治推進委員会から答申をもらったのが令和5年度になるので、その後、先ほど申し上げた協創という考え方を条例にも盛り込み、協創推進室をつくってきたところである。令和6年度、令和6年11月に第9期の自治推進委員会を設置した。上にあるが、青の部分と緑の部分、2つ諮問をさせていただいたところである。令和6年6月に地方自治法が改正されて9月から施行されているが、下に書いているが新たに第260条の49という条項が追加された。特に49の1項が、地域の多様な主体と市町村については協力をしていくという義務規定が設けられた。赤字のところだけお読みすると、「市町村は、地域の多様な主体の自主性を尊重しつつ、これらの主体と協力して、住民の福祉の増進を効率的かつ効果的に図るようにしなければならない」といった地域の多様な主体との連携協力義務と言われているものが追加されたので、多摩市としてもこういった義務を履行する必要がある。さらに、2項以下で「指定地域共同活動団体制度」という新たな

制度が設けられた。こちらについては、条例を制定することで市町村は新たな制度を導入できるという、これは義務ではなくできる規定であるので必ず行うわけではないが、多摩市としてこういった指定地域共同活動団体制度という新たな制度を活用していくかどうかについて今自治推進委員会に、青の部分に書いてあるが諮問をさせていただいているところである。緑の部分は、今申し上げたような仕組みや仕掛けについて評価、提言をいただくということを併せて行っている。

次のページ、14ページ、第9期の自治推進委員会を5回ほど行ったが、その中で特に諮問している事項、多摩市として様々な地域で活動している多様な主体との連携協力義務をどのように果たしていくのかについて今議論しているところである。赤字で出ているところがキーワードになるようなところで、黒字が意見等を抜粋したところであるが、キーワードとしては、多様な主体と、少なくともこういった連携協力体制を構築することが市町村の義務として課せられているというところと、こういった新たな関係、体制をつくりていく際には多摩市らしさを生かしていく必要があるのではないかということを今議論しているところである。また、先ほど申し上げたリーダーを養成するよりもプレーヤーを養成する必要があるだろうということと、多摩市の一つの特徴として関心層と言われる市民の方がこれまでのアンケートの中で4割ほどおられるので、こういった方々にアプローチして、こういった方々に活動層になっていただくような、発掘・育成していくような仕組みをつくりていく、これで活動層の割合をふやしていくことが必要ではないかという議論をしているところであるので、論点として、一番下の枠の中に書いているが、多摩市らしさ、今いろいろ多摩市らしさとしては意見が出ているが、ニュータウンがあるということと、コンパクトシティーといったある程度のエリアの中にまとまった人口密度、事業者もおられる。また関心を持っている市民の方の割合が高いといった多摩市らしさを生かして、様々な多世代の市民の方、分野横断的な団体等の連携が取りやすいような仕組みの構築が必要ではないかということで、先ほど申し上げたような地域のプラットフォームを、今多活動マッチング型ということで緩やかに行っているが、もう少し組織的な協議会型、連携型のプラットフォームに発展させていく必要があるのではないかといった議論を今しているところである。

最後の15ページ目、今後のスケジュール等になるが、

この赤の線を引いたところが今ちょうど令和7年度の9月時点になる。今後については、先ほど申し上げたツナたま補助金であるが、この9月から1月までが事業を実施していただく期間になるので、その後3月には協創フォーラムを行う予定で、そこで報告をいただく予定である。また、今申し上げた自治推進委員会についても、こちらは2年間の任期であるが、前半で先ほど申し上げた諮問事項について中間答申をいただくことをお願いしているので、12月ぐらいに中間答申をいただく予定である。

それを受け市としての指針を見直していきたいと思っている。また、下に書いたが、総務常任委員会の2年間のテーマの中でも、私ども協創推進室にかなり密接に関わるようなテーマをいただいているので、10月23日・24日に名古屋市、高浜市に視察に行かれると伺っているが、そちらに協創進室の職員、私と係長を同行させていただこうと思っている。説明は以上である。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。いちち委員。

○いちち委員 それでは、まず7ページ目のところのツナたま補助金についてである。ツナコース1とたまごコース5、これだけの事業がもう立ち上がっているということであるが、特に「つなたま掲示板」であるが、具体的にどういうことをやるものなのか。それから、これは前ページの補助金を受けての事業だと思うが、それについて年限はどうなっているのかを伺う。

○田島協創推進室長 まずツナコースで採択された「つなたま掲示板」については、市でテーマを設定させていただいている。ツナコースについては地域協働の可視化につながるような事業ということでお願いしたところである。先ほど申し上げたツールをつくっていくことも将来的には行っていきたいと思うが、今回については様々な地域で活動している団体さんがいろいろな事業等を行っている、それを今市内の掲示板等に掲示しているところであるが、なかなかそういう掲示板を活用し切れていないような団体さんが多く見られるということで、こちらは東京ロイヤル株式会社から今回提案をいただいたが、そういう掲示板を使って自分たちが行っているような活動を周知しやすいような掲示板用のチラシ等をつくっていくお手伝いをしていくというところを今回「つなたま掲示板」ということでご提案いただいた。今システムをつくっていただいていると伺っているところである。特に高齢者の団体等、自分たちの活動を外部に向かってアピールすることがなかなかし切れていないところ

のお手伝いとして、自分たちの活動をまずは紙の掲示板に、市内25か所に多摩市は掲示板を持っているが、そういったところに掲示できるようなポスター・チラシ等をつくる、さらにそういうものをチラシで配布することをお手伝いするというのが、今回の「つなたま掲示板」の内容である。

あと、年限というところがよくわからなかつたが、今年度については、先ほど申し上げた9月から1月までが補助事業の実施期間になるので、今年度はまず1回やってみようと思っている。また、来年度についても、今後来年度予算で要求があるが、また来年度令和8年度として補助事業を行っていく予定である。

○いちち委員 少し曖昧な聞き方をしてしまったが、まずは今のお話だと、私はデジタル的なものかと思ったが、本当にアナログに掲示板に貼っていくお手伝いをする。今たまごコースで例えば5つ挙がっているが、具体的にこういうところでこのようなチラシをつくりたい、ポスターをつくりたいと言ったときに手伝ってくれることなのかというのが一つと、年限というか、この補助金でサポートしてくれるのが1月までだとしても、そこから先、特にたまごコースであるが、これは継続的にこの方々の意思によってつなげていけるものなのか、それとも1月で一回おしまいになるのか、どういうことなのか。

○田島協創推進室長 特に年限であるが、実際に今回補助金をお出しするのは一回になるので、ここで補助金の金額については各団体に交付したいと思っている。実際に行っていたら予定としては1月末までという期限を切っているが、さらに、こういったたまごコース、ツナコースで活動していただくような場面については、今回一つの売りとして考えているのが市が伴走支援をしていくことであり、継続して行うような場合の伴走支援については特に年限を切っているものではないので、2月以降についても継続事業等がある場合については一緒に市で先ほどの協創スタッフなりサポーターを入れていくことをやっていきたいと思っているし、先ほど申し上げたツナコースでやっていく「つなたま掲示板」についても、当然たまごコースで採択された事業についても、この掲示板の活用については促していきたいと思っている。

○いちち委員 あともう1点、8ページのエリアである。新エリアがもう既に2つ掲げられているが、その後のスケジュールと、新エリアに関しては今年エリアミーティングを始めるということで理解しているが、このあと例

えば毎年2つずつこういった地域から順次開催されていくのか。その順番というか、何か今考えておられることがあれば伺う。

○田島協創推進室長 エリアについては、8ページに書いているが、これまで順次ふやしてきた。今現在エリアミーティングを開催して中間支援機能を入れているのが4エリアになる。エリアの考え方についてもある程度もう少し固めていかなければいけないと思っているが、基本的にはこれまで小学校区、中学校区ということで、既存地区については小学校区、ニュータウンについては中学校区単位で行ってきた。今回新エリアについてはもう少し小さなエリアで、連光寺コミュニティ会館は連光寺にあるが、おおむね連光寺小学校という小学校エリア、中学校で言うと聖ヶ丘中学校のエリアであるから連光寺・聖ヶ丘地区になるが、もう少し小さい単位でやってみようというのが連光寺。さらに百草団地は、コミュニティエリアで言うと和田・東寺方エリア、小学校区で言うと第二小学校の学区になるが、百草団地はご案内のとおり1,000世帯ぐらいの小さなエリアであるし、高齢化も進んでいるところがあるので、かなり課題が多くあろうかと思っている。こういったエリアの中で、あまり割合としては多くないが若い世代の方に呼びかけをしてエリアミーティング、先ほどの関心層の呼び込みをしていきたいと思っている。将来的には第六次多摩市総合計画に合わせて総合計画の実施期間中に、今想定しているのは10なり11エリアが市内全体のエリアの数と考えているので、市域全体にこういった取り組みを広げていきたいと思っている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。いいじま委員。

○いいじま委員 諏訪の老人福祉館であるが、昨日も説明をされていると思うが、その内容について簡単で結構であるからお願ひする。

○田島協創推進室長 諏訪については、先ほど申し上げた2月に決定した基本方針の中で、今かなり老朽化が進んでいて耐震基準が満たされていない状況にあるので、一度仮の施設に移ろうと考えている。ただ、今諏訪体育館という諏訪5丁目の都営住宅の中に今使用していない集会施設があるのでその仮施設を使い、地区市民ホールという機能だけは仮施設に移そうと思っている。老人福祉館という現施設の機能は仮施設に移転する時点で一旦廃止していきたいと思っているが、まずは仮施設として地区市民ホール機能をそちらの「諏訪会館」と言っている集会施設に移していくという方向性について昨日は説

明をさせていただいた。また将来的には、この基本方針の中でも申し述べているが、あちらの馬引沢・諏訪エリア、また隣接する永山エリアについては、コミュニティセンター・コミュニティ会館が整備できていないエリアになっているので、将来的にはあのエリアである。諏訪4丁目・5丁目で都営住宅の建て替えが今行われているし、永山4丁目でもURの団地再生事業がこれから始まるので、そういう近隣の環境整備に併せて将来的にはコミュニティセンターないしはコミュニティ会館を整備していくことを昨日説明させていただいたところである。

○いいじま委員 あと豊ヶ丘であるが、また今回住民のワークショップがあったということで、見ていると何回も同じことを繰り返し繰り返しやっているようなイメージを聞くこともあるが、そのところは所管としてどうお考えなのか。

○田島協創推進室長 言われるようそういった声も先日一部ではいただいたかと思っている。豊ヶ丘の複合施設については、先ほど申し上げた11ページにも書いてあるが、整備方針を令和7年3月に決定した。そこまでは全体的な方針であり、先ほど東寺方の説明をした行政管理課で所管していた。ここで整備方針まで固まって一定の方向性、平屋建ての1,000平米の建物にしていくこと、新たな施設についてはコミュニティ会館と図書館にしていく。そこまでについては整備方針の中で決まったので、具体的に、特にコミュニティ会館でどういったサービスや機能を提供していくかについては、次の段階の基本計画で定めていきたいと思っている。今のところは図書館のゾーンと、フリーで使える、貸室で使うゾーン、屋外を中心とした屋外ゾーン、大きく3つぐらいのゾーンに分けていろいろなサービスを展開していくというところまでは、今まで府内で関係する課長級の中でおおむね詰めてきたので、その府内案もお示しし、具体的に新たな施設でどういったことで活用されたいか、どのように関わっていきたいかを今回このワークショップの中で話し合っていただいたところであるので、今回3回限定でやっていくが、少なくとも来年の6月に行う3回目のワークショップの中では、そういう具体的な設計に落とせるぐらいのレベルの機能・サービス等について具体的な話し合いをしていただきたいと思っている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。藤條委員。

○藤條委員 地域で協創を実現するための仕組み・仕掛けづくりということで①から⑥まで挙げていただいているが、最後の6のところ地域共助が可視化できるツール

を先ほどツナコースで手を挙げていただいた東京ロイヤル株式会社さんに今お願ひしているところかと思う。先ほどお話を聞いたところによると、団体さん情報発信のお手伝いをするということはわかつたが、そこのアクトアップの場所が25か所ある掲示板ということだと、その掲示板を見る人に対しての発信のみで、それより外の人、掲示板をそもそも見ない人に対してはなかなか届かない、それ以上の広がりが期待できないというところでは、この⑥の取り組みをツナコースだけにお任せをしていてよいのかという不安も覚えるわけであるが、行政として補完できるようなネット上での掲示板、ほかの発信の仕方も何らか検討されているのか。

○田島協創推進室長 言われるよう今回いただいたツナコースの「つなたま掲示板」の中では、どちらかというとアナログ的な内容になっているので、市で想定していた共助が可視化できるようなツールづくりまで最終的に到達するというのは、これだけでは難しいかと所管としても考えている。したがって、いただいた提案の中でも、まずはこういったデジタルの前のアナログ版の掲示板の情報発信をお手伝いするところから始めるという提案で今回いただいているが、将来的にはこれをウェブに載せたりするというところに、次の段階ではステップアップしていきたいというご提案もいただいているし、これはあくまでも来年度以降の話でまだ全く未確定な情報であるが、そういったところにも一部期待しているところもある。ただ、この可視化につながる事業については、こういった「ツナたま補助金」で提案いただくだけではなく、多摩市としても様々取り組みを進めていかなければいけないと思っている。先ほど午前中に説明のあった健幸まちづくり担当でもポイント事業を行っているが、そういったところと連携できないか以前から内部で話をしているので、多摩市の中で幾つものポイント事業を行っていくよりも一つのポイント事業をいろいろな所管でシェアするような方向で考えたほうがよいかと思っているので、今後とも様々なポイント事業のあり方と私たちが進めていきたい協創としてのツールのあり方について連携していくけるような調整をしていきたいと思っている。

○藤條委員 様々なツール、若者会議でもたしかL i q u i t o u s のツールを使っており、この間私も一般質問の中でいろいろ調べている中で、グループデザインさん等ツールもいろいろあるということを強く感じたので、ぜひいろいろな可能性を探っていただきたいと思う。この「ツナたま補助金」は、次年度以降もまた補助事業

として2回目、3回目を考えておられるかと思うが、目的が新規の取り組み、新しい参画者をふやしていくというところだと、毎回毎回同じ事業内容のものというよりは新しいスタートアップを伴走支援していくという趣旨だと思うが、そういった出口戦略を、例えば応募していただいた方が多摩市の補助金に限らず自分たちでお金を調達できるぐらいのプレゼン力といったものをきちんと身につけて自走できるところまで持っていくような出口戦略まで考えての事業なのか、展望をお聞かせいただければと思う。

○田島協創推進室長 今日の資料で言うと3ページ目に置いているが、全体像ということで、冒頭申し上げた協創を進める上で仕組み・仕掛けづくりに3つの視点を置いている。そこから今想定している①から⑥の6つの仕組み・仕掛けに矢印を引っ張っているが、この②の地域協創、市民活動事業補助金、いわゆる「ツナたま補助金」については、金額はかなり少ないと支えるという点での経済的な支援、あと掘り起こす、人材発掘・育成の視点からの仕組みや仕掛けを考えている。特にこの掘り起こしという点でこの「ツナたま補助金」を活用していきたいと思っているので、今2つのコースがあるが、ツナコースはテーマを設定しているので、今後についてもテーマ設定については検討していきたいと思っているが、たまごコースについては、基本的には先ほど申し上げたきっかけとなるような新たな事業展開、きっかけとなるような事業を創出することを主眼として置いているので、何か地域で始めてみたいという方の背中を押すような補助金として位置づけをしているから、将来的にはこれをきっかけに様々な事業発展をしていくことも副次的にはあるかと思うが、この補助金の効果としては、スタートアップを応援していくというところにたまごコースを置いていきたいと思っている。

○藤條委員 スタートアップの背中を押していただくということだと思うので、小さく育てて将来的には大海に出てまた戻ってくるような「サケコース」もつくってもらって、そうした方々をしっかりと育てていくような制度にしていただけたらと思う。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、協議会事項の9番、多摩市地域防災計画の改定についてを取り上げる。

市側の説明を求める。

○柚木防災安全課長 それでは、協議会資料9番、多摩市地域防災計画の改定についてというところで、今回2つほど資料をつけさせていただいている。3ページ物の資料、あと今回多摩市地域防災計画の本編もつけさせていただいているが、本日については「多摩市地域防災計画の改定について」という3ページ物のスライドを使ってご説明をさせていただく。

多摩市地域防災計画の改定については、前回6月の総務常任委員会で経過等の報告をさせていただいたところであるが、このたび改定が完了したので報告させていただくものである。本日は、6月の総務常任委員会で報告した以降の動きと、今回の改定で市民の皆様に影響する部分を中心にご説明・ご報告させていただければと思うのでよろしくお願いする。

それでは、資料の1ページ目の左側上段部分をご覧願う。多摩市地域防災計画（令和7年8月修正）は、災害対策基本法の規定に基づき策定し、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に策定している。改定概要は、この資料の2ページ・3ページに記載させていただいているので、後ほど主な部分についてご説明させていただく。改定した計画の閲覧場所であるが、電子データについては多摩市公式ホームページ、紙の印刷物については防災安全課、行政資料室、図書館等で10月頃から閲覧できるよう準備を進めているところである。颁布については、市役所売店ひまわりで行う予定である。

1ページの右側の上段をご覧願う。こちらに記載があるとおり①から⑧までの8本の柱を改定方針に掲げ、改定作業を進めてきた。この右側の下段の改定スケジュールのところに記載があるとおり、6月の総務常任委員会以降の動きとしては、外部の意見聴取ということで、全自主防災組織に対して説明資料の送付、またパブリックコメントの実施、東京都との協議を経た後に、先月8月26日の多摩市防災会議にて計画改定を決定したところである。

続いて、資料の2ページをご覧いただければと思う。主な改定内容として、①から⑧までの8本の改定方針に沿って改定内容について3ページにかけて記載させていただいているが、まず改定方針の柱①新たな被害想定を踏まえた在宅避難体制の整備のところでは、避難所は避難者の生活の場であると同時に、物資や情報が集まる「地域避難生活運営センター」としての機能が求められていることから、今後の避難所運営では、在宅・縁故避

難者を含む全避難者に公平な支援を提供することが重要であるとし、避難所の地域避難生活支援センターとしての役割を明記させていただいた。計画本編のページ数では、250ページから259ページの第9章、避難者対策に記載させていただいているところである。

その下、改定方針の柱の②新たな被害想定を踏まえた備蓄数量、備蓄倉庫等の再整理のところでは、備蓄数量の算定に当たっては、現行の計画では平成24年に発表された被害想定をもとに備蓄量等を採用していたが、令和4年5月に東京都から発表された多摩東部直下地震の避難者数が最大規模となる避難想定を採用することとし、具体的な備品備蓄数量については、想定避難者数1万6,819人の3日分と、それに加えて、想定避難者数の20%を在宅避難者用として備蓄することとしている。計画本編のページ数では、310ページの第12章、備蓄調達対策のところに記載させていただいている。また、備蓄倉庫等については、施設の廃止・建て替え等により減少傾向にあることから、新築や増改築を検討することとしている。計画本編のページ数では、316ページから318ページの第12章、備蓄調達対策に記載させていただいている。

資料の2ページ右側、⑤のところをご覧願う。多様な視点を踏まえたスフィア基準に基づく防災対策のさらなる推進のところでは、スフィア基準に対応した避難所運営をする場合は、おおむね居室3.5平米当たり1人とするし、避難者50人当たり1基を基準として、マンホールトイレ等の上下水道の被害に対応したトイレの整備を行うこととしている。また、災害関連死の抑制の取り組みとして、健康で衛生的な避難所での生活を送るために、簡易ベッド、パーティション、入浴・温水シャワー用設備、清掃・衛生用品を備蓄することとしている。計画本編のページ数では、247ページから248ページの第9章、避難者対策に記載させていただいている。

この資料の3ページ目をご覧いただければと思う。左側の一番下のところ、改定方針の柱の⑧能登半島地震を踏まえた要配慮者対策のあり方の検討のところでは、要配慮者の避難の流れを整理させていただいた。具体的には、発災直後に開設する福祉避難所として新たに総合体育馆と武道館を指定するなど、避難の流れを整理した。これは能登半島地震における要配慮者の1.5次避難所における集中的受け入れを参考に、避難所や自宅等で生活することが困難な要配慮者を資機材や人員を集中配備した福祉避難所で早期に受け入れることにより、災害関連死の低減を目指すものとしている。また、これまで14か所

のコミュニティセンター、老人福祉館を福祉的避難所として発災後速やかに開設する施設として指定していたが、2次避難所としての位置づけに変更し、学校などの1次避難所が閉鎖・縮小の際の受け皿とする見直しを行う。本編のページ数では、282ページから295ページ、第10章、要配慮者対策に記載させていただいた。

この3ページ物資料の右側が、避難の流れの図となっている。基本的には在宅避難、縁故避難を基本とするが、自宅での避難が難しい方については1次避難所に避難していただき、要配慮の方については1次避難所の福祉スペースにまずは行っていただく。図の右側の流れになるが、1次避難所での福祉スペースで避難生活が困難な方については、総合体育館・武道館の福祉避難所に移送する。そこでも生活が厳しいという方については、病院等の施設に移送するという形になっている。

一方、図の左側のところでは、1次避難所が閉鎖するタイミングに合わせて2次避難所として新たに老人福祉館等を開設するようなスキームになっている。

以上、簡単であるが、多摩市地域防災計画の改定についての説明と報告とさせていただく。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。いぢち委員。

○いぢち委員 今回の改定内容の②で防災倉庫の増築に触れられている。この中ではスフィア基準に対応した避難所の環境整備も言われているので、まず新しく増設するスペースにどういうものを置くのか、スフィア基準を持ち出すと結構大変で、それこそパーテイションのみならず簡易ベッド等想像は膨らむが、多摩市のいろいろな意味でのサイズ的に、この防災倉庫の増設とそこに収納する物はセットで考えないと進まないかと思うが、ここのことろのお考えを伺う。

○柚木防災安全課長 現状備蓄品については、市内6か所の防災倉庫、あと避難所に併設している地区防災倉庫、また跡地施設に備蓄品を置かせていただいている状況である。今回の地域防災計画の中では、暫定的な置場になっているから、そういった現状の課題を検討していくというような記載をさせていただいている。ご指摘のとおりスフィア基準に対応していくと、ベッド等かさばるものがあるので、それらも含めて今後検討していくという内容の記載となっている。

○いぢち委員 これを実際にやっていくには増設ということであるが、もちろん防災安全課だけで考えられることではないが、例えば各地域にある集会所・自治会館と

いったところのスペースを借りる、なるべく地域に密着していて人が行きやすい場所で等いろいろな考え方をしてもらわないと、この増築というのは多分いろいろな意味で難しいと思う。即答は難しいと思うが、幅広な考え方をしていただきたいと思っている。もしご意見があればお願いする。

○柚木防災安全課長 今言われたように公助だけでは限界があるという中で、自助や共助、公助もそうであるが、備蓄品の対応もそうであるが、バランスの取れた形でやっていかないと、災害減災対応は厳しいかと思っている。今ご提案いただいた部分も含めて今後検討させていただければと思っている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。池田委員。

○池田委員 今回の改定はいろいろな意味で意外と市民の方たちに関わる大きな改定ではないかと思ったときに、もう少しわかやすい、要点をパッと示した概要版のようなものをつくる予定があるのかどうかと、それをどこまで皆さんに啓発して周知できるのかを考えているのか。

○柚木防災安全課長 今回の改定は、8月26日に本編をようやく改定したところであるが、言われるように市民の方に影響する部分が非常に大きいと認識している。したがって、機会を捉えてこう変わったという説明をしていかないといけないと思っている。具体的な手法等はまだ検討段階であるが、いずれにしても市民の方にわかりやすいようなものを用意しながら周知・説明を図っていきたいと思っている。

○池田委員 市公式ホームページあるいはたま広報に一回ポンと載せるだけではなく、手元に置いておけるようなもの、こういうときはどうすればよいのかがわかりやすく書かれた概要版、いつでも見られるような本当に要点が書かれたものがあるとよいかと思うので、ぜひ検討していただければと思う。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。いいじま委員。

○いいじま委員 1点だけお聞きしたいが、発災直後に総合体育館・武道館に福祉避難所を開設するということであるが、今の池田委員ではないが、具体的にどのようになるのかというイメージが欲しい。そこに資機材や人員を集中配備するということであるが、具体的にどのようにして早期開設していくのか、簡単にでもよいので教えていただけるか。

○柚木防災安全課長 今まででは福祉的避難所ということで14か所、コミュニティセンター・老人福祉館を発災後

速やかに開けるということで計画を組んでいた。令和4年から職員向けの訓練であるが、総合防災訓練の中で福祉的避難所の開設訓練なども令和4年・5年・6年とやってきたが、14か所を同時に開けるのは、職員のマンパワー的にも、また要配慮者用の資機材を備蓄する関係でもなかなか厳しいというところがある。先ほども説明があつたが、今回能登半島地震のときに1次避難所と2次避難所の間に1.5次避難所を設置して要配慮者を集中的に集めた事例がうまく機能したこともあり、多摩市でもそれを取り入れさせていただき、今まで14か所に散らばっていた人員を武道館・総合体育館に人の部分を集中させていく、資機材についてもそちらの2か所に寄せていくような形に計画の見直しをさせていただいた。

○いいじま委員 ぜひ進めていただきたいと思う。資機材なども、あらかじめ少しは総合体育館・武道館に整備していくようなイメージなのか。

○柚木防災安全課長 こちらの施設管理者とも調整・協議しながら対応させていただきたいと考えている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終る。

次に、協議会事項10番、多摩市一般職の職員の旅費に関する条例等の改正予定についてを取り上げる。

市側の説明を求める。

○森合人事課長 それでは、協議会資料10に沿ってご説明・ご報告させていただければと思う。多摩市一般職の職員の旅費に関する条例等の改正予定についてである。

まず概要になる。このたび、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、今年の4月に東京都の職員の旅費に関する条例が改正されている。それを受け、本市としても東京都準拠というところもあるので、ただ予算取りも含めてというところの中では、来年令和8年4月1日予定でということで条例改正をして準備を進めたいと思っている。

主に改正する条例についてということで第2のところになる。全部で5つの条例がある。1つ目は、多摩市一般職の職員の旅費に関する条例、2つ目は、常勤特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例、3つ目、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、4つ目、非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例、最後、証人等の実費弁償に関する条例、この5つの条例を改正する予定である。

主な改正内容ということで、第3のところ、今ご説明させていただいた5つの条例のうちの1つ目から3つ目の条例についての主な改正内容についてまず説明をさせていただければと思う。

改正内容としては、まず旅費の支給対象の見直しを考えている。(1)のところである。これまで職員が職場から出張することを前提として、自宅から出発する場合には、自宅から出発する場合の旅費と職場から出発する場合の旅費を比較して、職場から出発する場合の旅費が支給条件となっていた。しかしながら、東京都は既に自宅発による出張を認めているところで、直行直帰が認められているというところもあるので、実態を含めて東京都に準拠するということの中で、多摩市の出張の定義を改め、自宅等から出発する場合の旅費を基本的には支給することが可能とするような改正をさせていただく。

2つ目、これまで旅行する職員本人に旅費を直接支給することとしていたが、市と旅行に関わる旅費に相当する金額を支払う契約を締結している旅行役務提供者に支払うべき金額がある場合には、旅行相当金額を旅行役務提供者に直接支払うことが可能とする改正を行いたいと思っている。具体的にどういうことが想定されるのかというところの中では、少し例示として挙げさせていただいているが、旅行会社、交通事業者、宿泊施設、それからクレジットカードで精算した場合の、これ法人カードという形になるが、そういったところに直接支払うことが可能とするような改正をしていきたいと思っている。

続いて、2ページ、旅費の種類と内容の見直しもここで行なっていくと思っている。

旅費の種類については、3ページ目に表1というところでまとめさせていただいている。左側が現行、実際にどのように変わっていくのかということで改正後という形でつくらせていただいている。主な改正内容というところで、ア、交通費になっているが、正しくは鉄道賃である。鉄道賃について新幹線を含む特別急行列車と普通急行列車、準急行列車の利用について、距離による使用制限を廃止し、公務上の必要に応じて公務の内容や旅行に関わる総額、移動にかかる時間帯を含めて支給可能とするということで、これまで、50キロ、100キロというところで使用制限を設けていたが、効率的にというところを含めてその距離制限を撤廃することを考えている。その他の交通費については、現行例規上の車賃についてである。改定後はその他の交通費という名前に変更させていただき、バスの運賃やタクシー料金のほかにレンタ

カーの賃料についても必要に応じて支給可能とするよう改めていきたいと思っている。

ウ、宿泊費等についてということで、宿泊料、それから日当、食事料、宿泊に要する費用に充てるための宿泊費と、それから宿泊を伴う旅行に必要な夕食代とか朝食代を含む、諸雑費に充てるための宿泊手当に改正していきたいと思っている。宿泊費においては、一般職の場合現行は1泊につき1万4,000円を定額支給している。常勤特別職と議員の場合については1泊1万5,000円定額という形で支給しているが、改正後は表2のとおり、内・外國共に都が準拠している国の基準額を上限とする実費支給に変えていきたいと思っている。なお、宿泊に関わる特別な事情がある場合については、上限額によらず当該宿泊に要する額の支給を可能とするというところも設けさせていただければと思っている。宿泊手当についても、宿泊費同様別添のとおり内・外国ともに都が準用している国既定額と同額を支給していきたいと思っている。なお、現行の日当については、1日につき支給されるということになっているが、改正後の宿泊手当については、1夜につき支給するということに変えていきたいと思っている。ただし、朝食または夕食に関わる費用に相当するものが宿泊費に含まれる場合については、その分を差し引いて減額して、宿泊手当として支給していきたい。今まで、1日2,400円という形で1泊2日すると4,800円という形になっていたが、今後は一夜についてということになるので、1泊2日で2,400円の支給になる。

なお、移動と宿泊がセットになったいわゆるパック旅行については、包括宿泊費の規定を新設し、交通費の額及び宿泊費の基準額の合計額の範囲内の実費額を支給するというところに変えていきたいと思っている。そのほかは文言整理をさせていただければと思っている。

続いて、第4、残りの2つの条例の改正内容となる。旅費に関する規定について、多摩市一般職の職員の旅費に関する条例に準拠する形で改正を行いたいと思っている。それから、5つ目の条例、証人等の実費弁償に関する条例については、今まで日当の額が現在1日6,000円、半日で5,000円というふうな規定のところから、東京都に準拠して1日1万円という形に改正をしていきたいと思っている。

これらの改正については、最後の第5のところ、令和8年4月1日を予定させていただいている。なお条例改正については、第4回の12月議会で上程をさせていただければと思っている。説明は以上である。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、協議会事項の11番、法改正に伴う戸籍への振り仮名記載についてを取り上げる。
市側の説明を求める。

○磯貝市民経済部長 11番から15番が市民経済部の案件となっている。順番に担当の課長よりご説明をさせていただく。

○松下市民課長 それでは、協議会案件11をご覧いただきたいと思う。こちらは法改正に伴う戸籍への振り仮名記載についてということで昨年から常任委員会にご報告させていただいているが、その進捗状況である。

まず5月26日時点の本籍に対して仮の振り仮名通知を送ることであるが、7月7日でこちらのデータが確定している。確定したデータが、本籍人が10万3,278人、4万2,880戸籍、通知対象者数が10万1,804人、通知件数が5万2,017件、7月29日に郵便局に持込みをさせていただいて順次発送、早い方だと8月1日にお手元に届いたという状況である。8月27日時点の届け出の状況であるが、合計611件、窓口、郵送も含むというところで44件、マイナポータルによる届け出が567件。問い合わせ状況については、8月1日から8月26日時点で、電話で116件、それから1階ロビーに若干小さいが振り仮名専用の窓口を設けさせていただいており、そちらの窓口で57件程度問い合わせの対応をしている。こちらは引き続き来年の8月25日まで届け出を受けていくような状況である。説明は以上である。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項の12番、おくやみコーナー開設に向けた検討状況についてを取り上げる。

市側の説明を求める。

○松下市民課長 それでは、協議会12番をご覧いただきたいと思う。おくやみコーナーの設置に向けた検討状況ということで、9月補正でこちらの予算計上をさせていただいてご承認をいただいたところである。

まずこのおくやみコーナー設置の目的であるが、死亡に関する手続をできる限りワンストップでを行い、ご遺族の負担を軽減する。併せておくやみコーナーに業務を集

約することによって各課事務の効率を図っていくというところが主な目的となっている。

開設時期であるが、今後スペース等の整備、会計年度任用職員の採用を進めさせていただき、令和8年4月に開設したいと考えている。

こちらのサービスレベルであるが、基本的に事前予約をお電話で取っていただくという流れになるが、事前予約をいただいた方はレベル4-2で、こちらは国が定めるガイドラインのサービスレベルで、亡くなった方や遺族の状況から該当する見込みの手続を具体的に抽出し、申請書作成の補助をした上で申請書を受け付け、証を回収する。事前の予約なしでご来庁された方についてはレベル2程度の対応で、亡くなった方や遺族の状況から該当する見込みの手続を具体的に抽出し、遺族を担当課に案内するような形になっている。

4の運営体制であるが、直営という形で常勤職員1名、会計年度任用職員2名、計3名一日運営に当たっていきたいと考えている。こちら検討段階で直営にするのか委託にするのかという議論もあったが、主なメリット・デメリットとしては、直営だとシステム利用に支障がなく他課連携が容易にできる、逆にデメリットとしては人材確保が困難、委託のメリットとしては常時安定的な人員配置が可能、デメリットとしてはシステム利用に制限があり他課連携の部分で難がある。最終的に直営で運営していくという形をとらせていただく。

受付体制であるが、窓口数については、事前予約用、事前予約なしでこられた方用の2ブースを用意しておく。予約の受付であるが、予約から来庁まで現在最短で4日程度でご来庁いただけるようにする。ただ、来庁していただくことよりも、何度も市役所に足を運ばせるということではなく、ご遺族の状況等に応じてそこら辺はうまく対応していきたいと考えている。予約枠であるが、1日4枠で、9時から10時、10時半から11時半、13時半から14時半、15時から16時としている。

2ページ目をご覧いただきたいと思う。おくやみコーナーの手続の流れであるが、2枚目の部分は事前予約をいただいた方の流れになっている。まずお電話でおくやみコーナーにご予約をいただくと、おくやみコーナーから関係課に情報共有シートの作成を依頼する。担当課から情報共有シートの回答があると、おくやみコーナーが内容を集約してご遺族にどういった手続がある、どういった持ち物が必要になるというようなご連絡をさせていただき、後日来庁していただく。来庁していただくと、

おくやみコーナーでできる手続をご案内させていただき、おくやみコーナーではどうしても取り扱えない手続については各課の窓口へ案内させていただくという流れになっている。

3枚目のシートをご覧いただきたいと思う。事前予約なしでご来庁された方である。今紙ベースのおくやみハンドブックお配りしているが、おくやみハンドブックをベースにご遺族から状況を聞き取り、該当する見込みの手続を具体的に抽出してそちらの手続のヒアリングシートを作成する。どういう手続が何課で必要になるかを記載したもので、このヒアリングシートをもとに該当課で手続を行っていただくような流れを想定している。

おくやみコーナーについては以上である。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。いちち委員。

○いちち委員 これは補正予算のときに随分本間議員が聞いてくれていたので大体の構図はつかめたのであるが、人が亡くなったときにおくやみコーナーで受け付けていただけることと、疑問は受けるが受け付けてもらえないことがあるのではないか。例えば税金のことはどうなのか等いろいろ出てくると思う。例えばワンストップの今回の流れでは賄い切れないようなものが出てきたときに、情報をこちらへ出してほしいというようなことが起こると思う。これからであるので積み重ねだと思う。税金のことを聞かれことが多いような場合に、せめてまとめて案内して、こういったことでお困りの場合は何課へというようになるべくきめ細かい対応を今後考えていくほしいが、そういった対応をしていただけるのか。

○松下市民課長 おくやみコーナーは基本的にできる限りワンストップで手続を終わらせることが目標になるが、今、委員が言われたように税の情報や、手当等を受給されている方がお亡くなりになられた場合、その後のご家庭の状況を担当課でよく聞き取りしてどういったものが該当になるかを判断しなければならない業務がある。今回おくやみコーナーで取り扱う業務を決めた際、各課からヒアリングをし、おくやみコーナーでできる限り集約するという方向性で仕様の検討をしたが、できる限り集約するところは集約する、今のように税や手当のように後々の状況を見て具体的な判断をしなければならないときには担当課へご案内する。そちらの担当課をご案内する際にも、おくやみコーナーで各課からの回答をもらっているので、その漏れがないようにご遺族には十分お伝えするような形で今考えている。

○いぢち委員 今のお話を聞いて少しほっとした。本当に本人たちも思いがけないようなことがどんどん出てくると思うので、今言っていたいたのような形で逆におくやみコーナーでサジェスチョンしていただくと大変助かると思うので、よろしくお願ひする。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。池田委員。

○池田委員 この絵の流れの中の矢印があり、事前予約の最後、取り扱えない手続は各課へ案内する、あと予約なしの場合も、ヒアリングシートに落とし込み、各課を案内するとあるが、この案内するというはどういうことか。要するにあそこの課へ言ってほしい、こちらですと言って最後まで付き添ってくれるのか。やはり高齢の方が多いと思うので、そこが非常に気になる。

○松下市民課長 各課へ回っていただく際には、その課でどういう手続をするという一覧を作成させていただいてご遺族の方にお渡しする。そこで漏れのないようにするが、ご高齢でどこなのかと聞かれた場合、極力そこは職員が付き添うような形にする。今予約枠のところを9時～10時の次は10時半とずらしているが、こちらは相談以外に各課へ案内するであろうことも踏まえて、予約枠の時間帯の設定をさせていただいている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項の13番、多摩市食プロジェクト「多摩市アイスランド風まちバル」について（報告）を取り上げる。

市側の説明を求める。

○加藤商業・観光担当課長 資料の13番をお聞き願う。6月15日から19日に開催した多摩市アイスランド風まちバルについてのご報告になる。

多摩市観光まちづくり交流協議会は経済観光課が事務局を務めているが、そちらで取り組んでいる多摩市食プロジェクトの一環でアイスランド風メニューを楽しめるまちバルということで開催させていただいたものである。こちらの事業は、東京観光財団の「地域資源発掘型プログラム事業」に採択され、同財団の事業として実施されたものである。

チケットについては、291セット（873食分）販売し、実際に使われたのが851食分であった。こちらの売れた枚数については、近隣自治体で7回実施しているまちバル事業と同程度売れたところであった。

次のページにお移りいただきて、参加していただいた方のアンケートから属性などを拾ったところである。年代とすると30代～50代が中心だった。来られた方は、多摩市在住の方と市外に在住されていて市内在勤で来られている方を合わせて70%程度であった。こちらに来られるに当たって参考にしたものとしては、たま広報であったり、商業施設でもチラシ・ポスターを掲示・配布していただいたりしたので、そちらで情報を取っておられた方が多かったかと考えている。参加していただいた方の理由としては、アイスランド風メニューに興味があったという方が76.0%と8割方を占めている。今まで令和5年度からアイスランド風メニューということで取り組んできていることを一応お聞きになったのかと考えている。

あと18事業者さんにご参加いただいたところであったが、そちらの反応としては、初来店のお客様にたくさん来ていただいた、新規のお客がかなりふえたのがすごくよかった、お店を知つてもらういい機会になったという声が多かったと考えている。

アンケートを店舗からも取り、メリットとしては、今申し上げた新規顧客の獲得ができた、情報発信ができたことをすごくメリットと感じていただいたところである。アイスランド風メニューを今後展開できる可能性があるかということでは、15店舗中11店舗は通常提供できる可能性があるというご回答をいただいているし、来年以降も同様のイベントがあればぜひ参加したい、参加を検討したいということで、全店舗さんが前向きなご検討いただいているということであった。1回目というところではあるが、かなり反響もよく、満足していただいたものになったかと考えている。ご報告は以上である。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。いいじま委員。

○いいじま委員 一般質問で石山議員が聞いていたが、前回6月のこの協議会の場では、チケットの目標が1日1,000セット、5日間で5,000セットというお話をいただいた。それで、当日まちバルに当たって5,000セットのチケットを実際に用意されていたのかと、実際には291セットしか売れなかつたということで、どうしてそれほどの差が生じたのか説明をいただきたいと思う。

○加藤商業・観光担当課長 こちらについては、1日1,000セットというところであった。チケット自体は1日当たり1,000セットであるから5,000セット準備したところではあった。そちらを5,000セットと出したのは、参
加していただく店舗さんの席数が2回転するだろうということ

で、来られる方は皆アイスランドで来られるということでの理論値で最初出させていただいたところであった。結果とすると今申し上げたとおりの販売食数となったわけであるが、最初の準備の部分のところが少し過剰だったかと、終わったところで改めて私どもも実感している部分である。ただ、先ほどもお伝えさせていただいたが、ほかのところと比べても遜色ないところであるので、これがベースになるのかと改めて確認させていただいたところである。

○いいじま委員 今回読みが少し外れてしまったのかと思うが、実際5,000セット用意しようといった準備を決めていたのは、どこで、誰が決めておられたのか。

○加藤商業・観光担当課長 まちバルについては、連携協議会を設けているところである。ただ、こちらの事業は、冒頭でもお伝えさせていただいたとおり東京観光財団が事業者を選定し、事業者に委託している事業であるので、最後はそちらで決定したところである。

○いいじま委員 そちらの連携協議会ということなのか。

○加藤商業・観光担当課長 受託事業者になる。

○いいじま委員 受託事業者というのはどこなのか。

○加藤商業・観光担当課長 こちらについては、東京観光財団が示した事業者である。

○いいじま委員 その事業者さんがこのまちバルをやっていて、今回補助金申請したのは、多摩市観光まちづくり交流協議会と一緒に共同でやっておられた方に補助金を出して、その人たちが事業をやっていたということではないのか。受託事業者の主体はほかにあるのか。

○加藤商業・観光担当課長 こちらについては補助事業ではない。東京観光財団の地域資源発掘型プログラム事業というものがあり、そちらに共同提案ということで、多摩市でアイスランドということで取り組んでいて、そちらを広げていくに当たりこういった事業をすることができないかということで、後のまちバル連携協議会になる事業者さん、6事業者が入っているところで提案をさせていただいた。提案したところ、東京観光財団が内容を含めて、では、これでいこうということで採択をしたということで、今年度については東京観光財団が事業の実施主体である。東京観光財団が事業の実施主体として委託の受注業者を選定し、実施してもらった。そこに、まちバル連携協議会については多摩市の中でやる事業でもあるし、提案をしているところもあるので、多摩市の特性についての意見も含めてお話をしながら参加し、事業が実施されたところである。

○いいじま委員 事業の主体は東京観光財団からの受託事業者で、では、多摩市観光まちづくり交流協議会は、その中でどういう存在なのか。

○加藤商業・観光担当課長 こちらについては、事業の実施主体は東京観光財団の事業になる。そのところを委託して、事業は先ほど申し上げた受託者がやっているところである。ここのスキームの中に連携協議会を立ち上げ、そことの連絡調整・確認をしながらやっていくといったところが事業の一つの肝になっていた。翌年度以降も実施していくといったところでは、最初の年度については委託事業ということで東京観光財団の事業でやるが、そちらの結果も見て良かったかどうか、引き続き支援をしていくかどうかは東京観光財団で確認するわけであるが、基本的に翌年度以降もやっていってもらいたいところもあるので、連携協議会をつくり、翌年度も見据えながらその中でお話をしていくところである。そこの受託事業者との窓口になっていく部分を多摩市観光まちづくり交流協議会でやっていったところになる。

○いいじま委員 多摩市観光まちづくり交流協議会は、東京観光財団に何かお願いしたという形からスタートしているのか。

○加藤商業・観光担当課長 多摩市観光まちづくり交流協議会が主たる提案者となっていて、そのほか商工会議所さんを含めて6団体で共同提案者ということで提案し、それが採択されている、では、何をというところであるが、アイスランド風まちバルを実施すること、あと多摩センターと聖蹟桜ヶ丘で実施してほしい、そこで実施する際には回遊の部分、多摩センターと聖蹟桜ヶ丘を回遊するような仕掛けを入れてほしい、あとはサンリオピューロランドに来られる外国人の方もおられるので、そういったところも意識しながら事業を組み立てていただきたいということで提案したところである。

○いいじま委員 多摩市観光まちづくり交流協議会さんと共同提案者の方が東京観光財団に提案し、実際に今回のまちバルをやっていたのは受託事業者なのか。

○加藤商業・観光担当課長 実際にこちらの事業のスキームとすることをやっていたのは受託事業者である。ただ、そこに提案もさせていただいているところもあるので、一緒に連携協議会の会議などもありながら報告も受けたり、このように進めていくといったところでの相談などもあったりした。そういうやり取りをしながら事業の実施につなげていったところである。

○いいじま委員 チラシの主催を見ると、アイスランド

風まちバル連携協議会となっていたが、実際にやっていたのは受託事業者で、主催は受託事業者と思ってよいということか。

○加藤商業・観光担当課長 この事業の実施主体、お金を受けた際にやっていたのが受託事業者であるのは確かである。

○いいじま委員 これは2年目があるという話があった。先ほど委託云々という話があったが、2年目はどういう形で行われるのか。

○加藤商業・観光担当課長 2年目については、今回の初年度の部分が良かったと東京観光財団でお認めいただけるのであれば、2年目以降については補助に変わっていくことになる。東京観光財団の事業ではなくなることになる。したがって、2年目以降も実施するということであれば、多摩市観光まちづくり交流協議会を中心としたまちバル連携協議会を事業実施主体として実施していくことになる。

○いいじま委員 2年目は、1年目の受託事業者はどうなるのか。

○加藤商業・観光担当課長 東京観光財団からの委託事業ではなくなるので、2年度目以降もそちらにお願いするようなことが仮にあるのであれば、多摩市観光まちづくり交流協議会ないしまちバル連携協議会からお願いすることはあるかもしれないが、現時点では特段その辺りは決まっていない。

○いいじま委員 2年目をやっていくとしたら、多摩市観光まちづくり交流協議会や一緒の共同参画者の方々が今度は主体となってやっていくということか。

○加藤商業・観光担当課長 お見込みのとおりである。

○いいじま委員 ほかの共同参画者の方には、どういう方がおられるのか。

○加藤商業・観光担当課長 まちバル連携協議会は6団体である。多摩市観光まちづくり交流協議会以外としては、商工会議所さん、聖蹟桜ヶ丘の桜ヶ丘商店会連合会さん、多摩センター商店会さん、京王SCクリエイションさん、多摩センター地区連絡協議会さんとなっている。

○いいじま委員 2年目を進めるに当たっては、当然多摩市観光まちづくり交流協議会さんをはじめ商工会議所、桜ヶ丘商店会連合会、多摩センター商店会、京王SCクリエイション、そして多摩センター地区連絡協議会、ほかの団体の同意もしっかりと取って連携を2年目も進めていくかどうか決めるということでよろしいか。

○加藤商業・観光担当課長 来年度どのような形でやっ

ていくのかは、これからまた検討していくことになろうかと思っている。来年度も実施するかについては、皆さんとの同意をいただきながら進めていく形になろうかと考えている。

○いいじま委員 当然であるが、皆さんでしっかりと話して、皆さんの同意を取った上で進めていただきたいと思う。というのは、1年目はその事業を東京観光財団に提案して受託事業者の方が進めているというのは今日確認させていただいたが、当然提案するに当たって今言った6団体の同意をしっかりと取って提案しているのか。そこだけ確認したいと思う。

○加藤商業・観光担当課長 提案をするに当たり、当然勝手に名前を出すわけにはいかないので、事前に各団体さんにご説明をさせていただき、お伺いして同意をいただいて実施していると認識している。

○いいじま委員 中におられる関係者の方から、後になってこの事業をやることを知ったと、どういう経緯かわからないが話を伺ったりすることもあるので、その6団体の方とは話をしっかりとして、このようにするのだということを丁寧に話し合って進めていただきたいと思う。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項14番、映画「耳をすませば」公開30周年記念上映会＆トークショーについて（報告）を取り上げる。

市側の説明を求める。

○加藤商業・観光担当課長 では、資料の14番をお開き願う。8月10日に実施した「耳をすませば」の上映会の実績報告である。

2ページ目になるが、概要というところでは、8月10日に2回実施したところである。関戸公民館8階のヴィータホールで、各回定員80人で実施させていただいた。映画の上映と併せて声優さんや音楽関係者さんを迎えたトークショー、あと地元の聖ヶ丘中学校の生徒有志による劇中シーンの再現劇といったことをやらせていただいた。それと併せて、市民団体「せいせき観光まちづくり会議」さんとの協働で「耳をすませば」の世界と「せいせきの街」写真と劇中シーンの企画展示、あと実際に使われた原画展、イバラードの世界、あと10月に実施するせいせきガイドツアー、これからやるところも含めてとなる。

次のページにお移りいただきて、まず申し込みの状況である。当選は364名となつたが、実際申込みが8,322名ということで、かなりの応募があったところであった。今回聖蹟桜ヶ丘で実施できたところがやはりかなり大きかったのかと思っている。「耳をすませば」は聖蹟桜ヶ丘を大いに参考にして描いた映画と言っているところもあるので、これだけの反応があったかというところである。実際映画上映会のところで実施したプログラムについてもかなり好評であった。それと併せて実施した展示の部分も高評価をいただいている。当日のアンケートのところでも、抜粋版で自由記述などを入れさせていただいているが、すごく作品を愛している方々が来てくださって、すごく楽しまれたと考えている。これだけ大きな反響をいただく資源ということを改めて認識させていただいた次第である。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項15番、「(仮称)多摩市観光まちづくり基本方針」の策定についてを取り上げる。

市側の説明を求める。

○加藤商業・観光担当課長 資料15番をお聞き願う。
(仮称)多摩市観光まちづくり基本方針の策定についてである。多摩市観光まちづくり交流協議会から、多摩市の観光についての提言「多摩市観光まちづくりグランドデザイン」を令和2年3月にいただいているところである。そちらを受けて、市の観光に係る方針を策定していくということで進めてきた。コロナ禍も含めて状況がいろいろ変わってきたところもあったので、大分時間がかかるところであるが、今年度末の策定を目指して検討を進めておるところである。グランドデザインを目指すといったものも意識をしながら、府内でのイベントの情報の集約をしたり、企業のアンケート、近隣市へのアンケートヒアリングなどもしてきているようなところである。

次のページにお移りいただきて、今後のスケジュールというところである。11月までのところで、府内の検討組織で素案を検討をさせていただくところになってくる。

12月の総務常任委員会の場で素案をご報告させていただこうと考えている。その後パブリックコメントなども経て、2月に原案を決定していきたいところである。3月には原案についてこの場でまたご報告をさせていただ

くということで進めさせていただくことになっている。今後またご報告をさせていただくので、どうぞよろしくお願ひする。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、協議会事項の16番、多摩市議会議員及び多摩市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の改正についてを取り上げる。

市側の説明を求める。

○高階選挙管理委員会事務局長 選挙管理委員会事務局からは案件1件である。資料番号が16番、多摩市議会議員及び多摩市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の改正についてである。

1の改正理由であるが、公職選挙法の施行令の一部を改正する政令が令和7年6月4日に公布、施行されたことを踏まえ、標記の本市の選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正するものである。

2の主な改正内容であるが、最近における物価の変動等に鑑み、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動用ビラの作成等の作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げる公職選挙法施行令の改正が行われた。

これに準じ、東京都議会議員及び東京都知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例が改正されたところである。これらの改正に合わせて、本市の条例で規定する選挙運動のビラ作成及びポスターの作成に係る公営に要する経費の限度額について、表のとおり改正するものである。対象となる経費は2つあり、1つ目がビラの作成、1枚当たりの単価を7.73円から8.38円に、2つ目がポスター作成で、1枚当たりの単価を541.31円から586.88円に引き上げるものである。

最後に3、施行予定であるが、令和7年12月多摩市議会定例会に上程後、速やかに施行をする予定である。説明は以上である。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。
いぢち委員。

○いぢち委員 1点だけ。今回の改正の金額であるが、この法律そのものは結構古いわけで、改正がされている。それで、この上昇の幅というのは、物価高騰の上げ幅をどのように反映させているのか、この金額決定の根拠がもしおわかりであれば伺いたい。

○高階選挙管理委員会事務局長 総務大臣通知の中では

具体的な算出例は示されていないところではあるが、実際その改正の上げ幅としては、8.4%の上げ幅になってい るところである。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。藤條委員。

○藤條委員 今回ビラもポスターも上がるということであるが、総務大臣からの通達ということで全国一律なのかと思っており、たしか真鶴町かどこかがビラは上げたがポスターは下げたようなことをちらっとニュースか何かで見た気がするが、そといった自治体独自で単価を設定することができる部分なのかどうかをお伺いしたい。あと物価変動というところで言うのであれば、例えば選挙でお昼代1,000円というのがあったかと記憶しているが、物価変動みたいなことを言うのであれば、今お昼代1,000円で食べられるところはファミレスでもなかなか難しいところがあると思うので、そういうルールがまだ残っているのだったら、そといった部分も併せて変えたほうがよいのではないかと思ったが、そこについて伺う。

○高階選挙管理委員会事務局長 まずは対象についてであるが、今回条例に関連するところでビラの作成とポスター作成の部分について12月に改正の提案をさせていただくところではあるが、このほかにも選挙長の人事費の報酬単価などの改正もされているが、ただ、本市の条例よりも低い金額での改正になっているので、条例については改正を行わない予定で考えている。あとビラの単価の自治体の自由度というところであるが、真鶴町の例というのは把握できていない。ただ、公職選挙法の条文の中で、地方公共団体の選挙では、政令に定める範囲で、条例に定めるところによりビラの作成、ポスター作成を無料にするとできると定められているので、本市のこの条例についても公職選挙法施行令または都条例に準じて改正を行わせていただくものである。

お昼代であるが、収支報告に掲載する際に1人1日何円というような定めが決められているところであるが、その金額について特に法改正というのは伺っていないところである。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終る。

以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

○小林委員長 休憩前に引き続き会議を開く。委員会を再開する。以上で本日の日程は全て終了した。これをもって総務常任委員会を閉会する。

午後3時01分閉会

午後3時00分再開

多摩市議会委員会条例第28条第1項の
規定によりここに署名する。

総務常任委員長 小林 憲一